

1951年7月20日第3種郵便物認可 2024年5月1日発行 毎月1回1日発行第74巻第5号

ISSN 0913-6134

農村と都市をむすぶ

特集 野生鳥獣問題の現状と解決の方向

小林信一 ピッキオ・玉谷宏夫 押田敏夫 貞弘 恵 須藤 翠

アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の変貌(2)

—輸出における流通ルートを選択と安定供給をめぐる—

西川邦夫

「飢餓救援」と「中山間地農業の振興」を掲げて二八年

—愛知県におけるアフリカ支援米の取り組み— 鈴木孝弘

2024年 5 月号 NO.867



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ

二〇二四年五月号

(第八六七号) 特集

野生鳥獣問題の現状と解決の方向

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可
二〇二四年五月一日発行 毎月一回一日発行 第七四巻第五号

農村と都市をむすぶ

頒価二一〇円

送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二一
全農 農林労働組合
農村と都市をむすぶ編集部
TEL 〇三三五〇八一四三五〇



「牛久大仏と桜・茨城県牛久市」(編集部)

表紙の写真は、黒田様から提供頂いた静岡県富士宮市の山林での親子鹿です。日本では在来種であるニホンジカの亜種が、北海道のエゾシカ、本州のホンシュウジカ、四国・九州のキュウシュウジカの他に、島嶼部にツシマジカ(長崎県対馬)、マゲジカ(鹿児島県馬毛島)、ヤクシカ(沖縄県慶良間諸島)の7種が生息しています。(全日本鹿協会より)

また、上掲の写真は、茨城県牛久市にある牛久大仏と桜です。地上120メートルで世界一大きな大仏としてギネスにも登録されており、その高さは阿弥陀如来の12の光明に因んでいるとか。

「農村と都市をむすぶ」編集委員会

(農林行政を考える会)

編集代表	谷口信和	東京大学名誉教授
編集長	安藤堀神小矢秋友作西	東京大学教授
編集委員	服部山林坂山田山川	東洋大学名誉教授
	信光信健安信雅田滋邦	早稲田大学名誉教授
	和義司治雄一充満夫巧夫	農政ジャーナリスト
		静岡県立農専大学名誉教授
		日本農業研究所研究員
		宇都宮大学特任教授
		日本大学准教授
		明治大学教授
		茨城大学准教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介

日本農業年報69

基本法見直しは日本農業の 救世主たりうるか —農政の新たな展開方向をめぐる—

食料安全保障のための課題、国際的・歴史的な位置づけ、現場の生産者を中心とする関係者の思いという3つの視点から、求められる基本法の方向性を問う。

編集代表 谷口信和
編集担当 安藤光義



バイデン政権下の アメリカ農業・農政

バイデン政権下での農業・農政をとおして
日本農政の現状と課題を見つめる

服部信司 著



増加する雇用労働と 日本農業の構造

労働者が農業を支える仕組みが広がっている。経営者、家族だけでなく、従業員が重要な担い手になっているのである。

- ① 担い手の労働者を、直接雇用に派遣や請負、外国人を含め、その大きさを示した。
- ② 法人に労働者は多いが、正規かパートか、キャリアアップはどうか、代表的な事例を集め分析した。
- ③ 家族経営でも人を雇うことで展開を図り、後継者が戻るなど、新たな動きを紹介している。

堀口健治・澤田守 編著



◎「基本法の見直しは日本農業の救世主たりうるか」、「バイデン政権下のアメリカ農業・農政」、「増加する雇用労働と日本農業の構造」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部（TEL03-3508-4350）までお問い合わせください。

編集後記

新年度に入り一ヶ月が経過しました。二四春闘では労使による努力も背景に、賃上げ率が依然高水準で経過しているようで、地場・中小企業へのさらなる波及が期待されます。同時に、公務員・独法職員の水準引上げへの期待感も高まっています。

一方、売り手市場下における新規学卒就労者の早期退社が話題となっており、入社後一週間以内、さらに入社日当日に退社された新人も多かったようです。ひと頃は、五月病（俗名）などと言って、ゴールデンウィークを挟み心と体をシフトダウンすることで、職場を辞めてしまう人が多かったとか。「働き方や価値観」「職場に対する帰属意識」など、年々多様化する労働意識や個々のスキルも変化しているなかで、企業・組織による創意・工夫したアプローチが求められているのでしょう。

さて、今回の特集は、「野生鳥獣問題の現状と解決の方向」です。近年、鳥獣害問題がクローズアップされるなか、昨年来、気候変化に伴うエサ不足や人里の空洞化を背景に、クマの出没や被害が各地から報告され、「アーバンベア（市街地に出没するクマ）」との言葉も流行したほど。四月に開催された「クマ被害に関する関係省庁会議」では、令和五年度の人身被害は一九八件、二二

九人のうち六名の方が亡くなり、特に、東北では秋田県をはじめ過去最大の被害となったと報告されました。一方で、野生鳥獣による農作物被害は、国・自治体・関係機関の努力により年々減少傾向にあるものの、令和四年度で一五六億円となっています。四国の個体群を除くクマ類が指定管理鳥獣（広域的・集中的な管理を行うに当たり、国の交付金を用いて捕獲できる鳥獣。他に、ニホンジカ、イノシシ）に指定されましたが、自然の中で暮らす人と野生鳥獣の共存をいかに図るか、相互に「害」と捉えるばかりが良いことではないような。

今回、本紙編集委員で全日本鹿協会事務局長の小林先生をはじめ四人の専門家より、そもそも「野生鳥獣問題」とは何か、クマ問題にいかに関わり合いをつけるか、感染症との関係、さらには、林業との関係など、各方面から野生鳥獣問題について寄稿頂きました。温暖化や生物多様性への対応が焦眉の課題となる今日、経済活動を維持しつつ自然環境を守り共存共栄するための、人間の知恵が問われていると思います。それ故に興味深い内容となっていますので、皆さんも是非読み込んで頂ければ。

結びに、支援米活動報告として、愛知分会の鈴木様より寄稿頂きました。この春で職場も卒業されたとのこと、引き続きのご活躍を祈念しています。（柴山）



「春を告げる・福寿草」(編集部)

目 次

特集 野性鳥獣問題の現状と解決の方向

特集：野生鳥獣問題の現状と解決の方向	小林 信一 (4)
野生鳥獣問題とは何か	小林 信一 (6)
クマ問題の現状と解決方向	
～いかに折り合いをつけるか～	
.....	ピッキオ・玉谷 宏夫 (14)
野生鳥獣と感染症	押田 敏雄 (25)
	貞弘 恵
再造林における野生鳥獣害問題	須藤 翠 (37)
アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の変貌(2)	
—輸出における流通ルートを選択と安定供給をめぐる—	
.....	西川 邦夫 (48)
「飢餓救援」と「中山間地農業の振興」を掲げて二八年	
—愛知県におけるアフリカ支援米の取り組み—	鈴木 孝弘 (59)

[時評] アベ政治を再び糾弾する (TS) (2)

☆表紙写真 「鹿の親子・静岡県富士宮市」(黒田貴綱氏)
「農村と都市をむすぶ」2024年5月号(第74巻第5号)通巻第867号

アベ政治を再び糾弾する



小欄で評者は、安倍晋三元首相による政治のあり方（アベ政治）を繰り返し糾弾してきた。そして今再び、自民党安倍派の裏

金問題が白日の下にさらされ、非難の的となっている。他方で、その報道には掘り下げ不足で違和感を覚える点も多いため、本欄では二〇二四年三月末時点の情報に基づき、この問題を更に深掘りしてみたい。

問題の構図は、派閥が開催する政治資金パーティーにおいて、ノルマを超えた収入を派閥が議員に還流したり、議員がそれを最初から派閥に納入しなかったりすること、ノルマとの差額が派閥と議員の政治資金収支報告書に記載されず裏金が作られていたというものである。こうした行為は、政治資金規正法に違反し、虚偽記載の罪に問われるが、記載義務は議員本人ではなく政治団体の会計責任者に課されている。この問題は、二〇二二年一月に日本共産党の機関紙である『赤旗』が最初に報道し、それを受けて神戸学院大学の上脇博之教授が二〇二三年一〇月に東京地検に告発したことで事件となった。

その上で、第一の違和感は、安倍元首相への評価である。つまり、二〇二二年四月に安倍元首相が「現金のや

りとりは疑念を招く」として還流の取りやめを提案したにもかかわらず、その死後に継続されたことを受けて、安倍元首相が善で安倍派幹部が悪であるかのような言説が流布されている。例えば、安倍派の西田昌司参議議員は、三月の参院政治倫理審査会で、「安倍さんの遺言を聞かなかったことに著しい憤りを感じる」と述べ、安倍派幹部を批判した。

しかしこの主張はおかしい。還流の取りやめを指示するだけなら単なる隠蔽で、むしろ非難に値する。この指しで実際に還流が廃止され、安倍元首相が健在であれば、今回の裏金問題は顕在化しなかった可能性もある。当時の安倍派会長である安倍元首相が還流の問題を認識していたのであれば、本来とるべきなのは、（彼にそうした潔い態度は期待すべくもないが）政治資金規正法に違反する行為があったことを公表して国民に謝罪し、会長としての責任をとって議員を辞職することである。

また、第二の違和感は、裏金問題を受けた責任の取り方に関する安倍派五人衆の主張である。ここで安倍派五人衆とは、松野博一前官房長官、西村康稔前経産相、萩生田光一前自民党政調会長、高木毅前自民党国対委員長、世耕弘成前自民党参院幹事長である。彼らの主張は、

①政治資金収支報告書の作成は秘書任せで自らは関与しておらず、検察の捜査で不起訴になったので自らに刑事

責任はない、②政治責任はあるが、それは政府や党の役職の辞任で既に果たした、というものである。

しかしこの主張はおかしい。まず、①に関しては、起訴されるのは悪質な法律違反であり、起訴されなくても自らの事務所での政治資金収支報告書への虚偽記載という違法行為は消えない。企業や役所であれば、仮に本人が不正を知らなくても、部下の不正を見過ごせば監督責任が問われ、それが不法行為なら辞任も避けられない。立法権を持つ議員には、一般国民より高い遵法意識が求められ、不法行為の監督責任をとるのは当然だろう。また、会計責任者の秘書が、本当に議員に報告せずに報告書を作成したのであれば、議員は背任罪での刑事告訴や民事での損害賠償を求めべきだが、そうした事例は聞いたことがない。それをしないのは、秘書に責任を押しつけた説明が茶番であることの何よりの証拠である。

また、②に関しても、議員が政府や党の役職を辞任するのは、その在職中に自分や部下が不正な行為を行った場合である。しかし今回は、例えば松野前官房長官を例にとれば、官房長官として失態があったわけではなく、辞任の原因はあくまで議員としての政治資金収支報告書への虚偽記載である。つまり、議員としての行動が原因である以上は、その責任は議員としてとる必要があり、それは議員の辞職以外にはあり得ない。

こうした経緯を見ると、問題の根源は「政治活動の自由」というマジックワードにある。岸田文雄首相も、企業・団体献金を正当化する根拠として言及しているが、憲法や法令に規定されているわけではなく、要するに「政治家に好きにやらせろ」と言う主張と変わりが無い。このため、日本ではいわゆる政党法もなければ、行政府における政治家の行為を制限する法令もない。「政治活動」といえば、公金を使った飲み食いでも公務員に対するパワハラでも何でも許される現状は大きな問題である。

政治資金に関して言えば、本来は一九九四年に政党助成法が制定され、政治活動の歳入面で税金を原資とする政党交付金が導入された時点で、政治活動の支出面に対しても厳格な公表義務を課してガラス張りにするのが筋だった。実際に、原資（の一部）が税金である官公庁の支出や大学の研究費等では、一円単位での領収書の提出が義務づけられている。政党交付金や調査研究広報滞在費（旧文書通信交通滞在費）のように、領収書がいらないつかみ金が許されるのは政治の世界だけである。

こうした現状を変えられるのは、結局は有権者たる国民である。来年までには必ず実施される総選挙において、自らを律することができる普通の金銭感覚を持った候補者を選ぶ眼力が我々に問われている。

(TS)

特集・・野生鳥獣問題の現状と解決の方向

静岡県立農林環境専門職大学名誉教授 小林信一

クマやシカ、イノシシが市街地に出現し、人身被害も起きるなどしてマスコミに大きく取り上げられることが多くなっている。しかし、ややもすると、野生鳥獣の殺処分をめぐる議論に矮小化されているくらいも見受けられる。本稿では野生鳥獣問題の本質を探るために、野生鳥獣のなかに問題とされ、その問題はなぜ起こっているのか、さらにその解決方向はどのように考えたらよいかを多面的に議論したい。

まず、小林は「野生鳥獣問題とは何か」と題して、野生鳥獣による被害の実態や、問題発生メカニズムについて議論し、野生鳥獣問題とは、「単に増えすぎた野生鳥獣の問題ではなく、農山村経済の疲弊の問題であり、その解決には地域経済の活性化による農山村の復興と農林地の再生」が必要とする。そのための具体的な方策について検討し、特に鳥獣との棲み分けのための森林の整備と都市住民に対する普及啓発の重要性を指摘する。

次に、星野リゾートの関連団体で、軽井沢において長年クマの保護活動や自然体験ツアーに携わっているNPOピッキオの玉谷宏夫氏から、「クマ問題の現状と解決方向―いかに折り合いをつけるか―」について執筆いただいた。氏は、「人とクマの共存は、クマによる人身事故や農林業被害を許容可能な水準まで下げること、個体群の安定的な生息を両立させることによって可能」と主張する。「命を大切にしながらクマを「正しく怖がる」姿勢」が大切であり、その啓発には「クマをシンボルとした体験ツアー」が有効で、「山間部と都市をむすび、クマをはじめとして世界の自然環境を守ることもつながる」とする。

獣医師の押田敏雄氏（麻布大学）からは「野生鳥獣と感染症」のテーマで、関連する感染症について解説いただいた。押田氏は「最近では（野生鳥獣とヒトの）棲み分けが思うようになされずに、病気の面で家畜と家畜、家畜とヒ



「静岡県富士宮市にて」（黒崎弘平氏）

トのような人獣共通感染症が家畜やヒトの生活の安定を脅かすことが多くなってきた。」とし、「野生動物が介在する感染症は生態系との関わりが深く、たとえわずかであっても環境の変化が生態的地位に与える影響は無視できず、…生態系が攪乱されるならば捕食動物が減少し、齧歯類などが異常繁殖し、結果的に齧歯類に由来する感染症が発生・拡散することになる。」と警鐘を鳴らしている。

最後に、「再造林における野生鳥獣害問題」と題して、地域の森林経営計画を策定し、森林整備を行うとともに丸太の販売を行っている静岡県の掛川市森林組合から、再造林の意義とその実行における獣害問題について、現場からのご苦労を報告いただいた。組合は、近年は皆伐・再造林に力を入れており、持続可能な形で地域の森林資源の循環活用を目指しているが、ニホンジカ、ニホンカモシカ、イノシシ、ウサギなどによる植栽木の樹皮剥がし、若木の葉や苗木の食害が深刻という。獣害対策には、「森林所有者・林業事業体・…だけでなく、県・市町村等の自治体や猟友会等の各種団体、集落組織など幅広い連携と柔軟な仕組みづくりが必須」とする。

野生鳥獣問題とは何か

一般社団法人全日本鹿協会副代表・事務局長 小林信一

(1) 都市問題化する野生鳥獣問題

クマによる人身被害がマスコミ等に大きく取り上げられ、野生鳥獣問題への関心が高まっている。クマやシカが都会に現れ、アーバンベアやアーバンディアという言葉が人口に膾炙している。これまで都会人にとって、遠い農山村の存在と考えられてきた野生鳥獣が身近な存在として突然現われた感がある。本稿では、都市問題化している野生鳥獣問題の現状とその要因および解決の方向について考察したい。

野生鳥獣問題とは「増えすぎたシカやイノシシなどの問題」ととらえられがちだが、同時に減りすぎた野生鳥獣の問題、つまり絶滅、絶滅危惧の恐れのある野生鳥獣の問題でもある。野生鳥獣問題を扱う法律である「野生

鳥獣保護管理法」でも、「生息数が著しく減少又は生息地が縮小している鳥獣」と「生息数が著しく増加又は生息地が拡大している鳥獣」の両方を対象にしている。絶滅種には、ニホンカワウソや、シカの増加と関連付けよく語られるニホンオオカミなどがある。もっとも、ニホンオオカミが最後に確認されたのは一〇〇年以上前の事であり、現在のシカの増加には直接関係していない。また、絶滅危惧種としては、ツシヤママネコやイリオモテヤママネコなどが知られている。同一の種で、地域的に増加と減少の問題が同時に進行しているものもある。現在増えすぎが問題になっているツキノワグマも、九州ではすでに絶滅しており、四国や本州各地域では絶滅が危惧されている。

こうした野生鳥獣の減少も増加も、その主因は人間活

動にあることを、まず確認しておきたい。野生鳥獣問題は、人身被害や農林水産物被害など人間社会への被害と同時に、種の多様性の衰退や生態系破壊といった自然環境の破壊をもたらしている。したがって、その解決も人間による活動が必要という考えが、野生鳥獣管理学である。つまり、人間が自然をコントロールする、あるいはできるという思想である。野生鳥獣保護管理法でも、減少する種には「保護計画」を、増加する種には「管理計画」を設定することになっており、管理にはその種の「適正数」に合わせて人間が個体数を調整（殺処分）するという考えが取り入れられている。

こうした自然観には違和感を持たれる方もいるかもしれない。それは、人間は自然の一部であり、人間がその自然を「意のままに改編する」などとは、「恐れ多いこと」という伝統的な日本人の自然観のためかもしれない。野生動物管理学自体は西欧からもたらされた考えであることは間違いないが、人間が自然を変える力を持つてしまったことに鑑みて、その「適正な」管理も人間の英知で行うべき時代になっていることも事実であろう。人間がそうした「英知」を持ち、実行できるかは別にしても。

(2) 野生鳥獣による被害の実態——人身被害、交通事故、感染症、農林水産物被害

野生鳥獣による被害には以下のようなことが上げられる。まず、直接的な人身被害がある。クマでは二三年度（二月までの暫定値）の人身被害が急増しており、環境省の統計によれば被害者は二一八人、死亡者も六人となり、前年度比では、被害者も死亡者も約三倍となっている^(注1)。特にツキノワグマの被害がそれぞれ二〇九人、四人とほとんどを占め、急増している。クマについては、玉谷論文を参考いただきたい。クマ以外に人に危害を及ぼす野生動物としてはイノシシがあげられる。イノシシの牙によって、人の太ももの大動脈が切断されると死亡に繋がる。イノシシによる人身被害は、毎年五〇〜六〇人ほどで、死亡事故も起きている^(注2)。一方シカは昨年、中国地方の飼養施設内で、管理者がシカの角によって刺殺されたと見られる事故が発生したが、直接的な人身事故は少ない。確かに、秋季の発情期のオスシカは危険だが、シカによる死亡事故のほとんどは、交通事故に関連して起こる。シカが関係する交通事故は、北海道では昨年ついに五千件を突破し、さらに増え続けている^(注3)。死亡事故も発生しているが、それはシカと衝突して死亡したというよりも、衝突して、あるいは衝突を避けよう

として、対向車などと衝突して起きたケースが多い。

この野生鳥獣による交通事故は、大きな問題となっている。高速道路では、数百キロにわたって高さ二・五mの防護柵を設置しており、その建設費用と共に維持費用も膨大なものになっている^{注5}。また、鉄道へのシカの侵入や衝突は、鉄道会社にとって頭の痛い問題となっている。その対策も様々考えられている。例えばシカが嫌がる匂い（オオカミなどの尿の成分を抽出）をしみ込ませて作った忌避剤やLED発光器、あるいは超音波発生器など、様々な製品が生み出されている。筆者もいくつもの実験を行ったが、効果があったものも一過的にすぎないものであった。近畿鉄道は、発想の転換でシカが鉄路を渡るためのシカのための踏切を作っている。しかし、根本的な解決には至っていない。毎年北海道で「野生生物と交通事故」研究会が開かれ、多くの事例が発表されている。なお、交通事故は人身被害のみではなく、ロードキル、つまり野生動物が車によってひき殺されることも一方で問題とされている。

次に野生鳥獣による被害として、近年クローズアップされていることに、感染症問題がある。詳細は押田論文に譲るが、イノシシの豚熱や野鳥による鶏インフルエンザは、畜産業に大きな影響を与えている。豚熱はイノシシにまず感染し、そこから豚に感染したが、イノシシへ

の感染が豚熱の根絶を難しいものとしている。また鶏インフルエンザは鶏卵価格の高騰によって、消費者へも直接見える形で野生鳥獣問題を認知させる結果となった。

イノシシについては、中国では豚熱とともに、ワクチンも治療法もないアフリカ豚熱が猛威を振るい、豚飼養頭数を二億頭減らす結果をもたらし、食肉の世界貿易にも大きな影響を与えた。今後アフリカ豚熱が我が国に侵入する恐れは十分ある。また、シカについても、口蹄疫やアメリカや韓国で既に発症したシカのBSEと言われるCWDが恐れられている^{注6}。CWDは感染力が強く、BSEでは見られない水平感染もあり、人獣共通感染症の恐れも払しょくされていない。また、人間への感染という意味では、シカにたかるダニによって媒介されるSFTSなども危惧されている^{注7}。SFTSは死亡率が一五％程度とされており、経路は明らかになっていないものの、野良猫から感染されたと見られる都市住民の死亡事例も起きている。

野生鳥獣の感染症対策として、数年前に国が家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準の改定の中で、家畜の放牧を感染症対策のために実質的に禁止しようとして物議をかもした。当時の改正に関するパブリックコメントには二千件を超える意見があり、多くはアニマルウェルフェアからの反対であったという。その結果、放牧が実質的

に禁止にならない形になったものの、みどりの食料システム戦略で推奨されている放牧の扱いの難しさを印象付ける結果となった。

次に、農林水産物の被害があげられる。この点は農山村にとっては直接的で最も大きな被害と言えるかもしれない。農水省の統計では、農産物被害のみで二〇二二年度は約一五六億円あったとされる^(注1)。この金額は、ピークの二〇一〇年の二三九億円に比べれば二／三程度まで減少しているが、被害にあった農地は耕作放棄されることも多く、耕作放棄地となれば被害額は「なし」とされる。こうしたことを考えあわせ、現場の実感として、農産物被害が大きく減少したとは到底思えない。この他に森林被害や養魚場でのアライグマによる被害などがある。

特に、森林被害は農水省の統計では全国で約六千haとされているが、その程度では済まないのではないかと思われる。森林被害の七割以上はシカによる食害とされるが、一旦食害にあうと枯れてしまい、林業家の数十年の苦勞が一瞬にして泡となる。林業家への影響は経済的な損失以外にも計り知れないものがある。さらに、森林の下草がシカなどに食べつくされ、さらに樹木が食害で枯死すると、森林の国土保全機能が著しく失われる。集中豪雨などによって土砂崩れ、山崩れが各地で見られるよ

うになっている。この結果、住宅地がその被害にあうといった事態も引き起こされており、この点も鳥獣問題が都市問題になっていることの例証と言える。

こうした被害を与える「害獣」としてはシカ、イノシシ、サルがあげられ、農産物被害の七割を占めるが、最大のものはシカである。被害の増加は頭数増加によってもたらされたが、いつから、そしてなぜ野生鳥獣は増加したのだろうか。

(3) 野生鳥獣問題発生メカニズム

野生鳥獣頭数の増加と被害発生メカニズムについて、シカを例にとって説明したい。例えば、シカの増加については、天敵であるニホンオオカミが絶滅したためとの説が流布されているが、前述したようにニホンオオカミの絶滅は一〇〇年以上前の事であり、一方増加はこの三〇年ほどの間に起った。環境省による推計によると、シカ頭数は一九八九年の約二五万頭(北海道を除く)がピークの二〇一六年には二五五万頭にまで一〇倍以上に増加した。イノシシも一九八九年の一九万頭がピークの二〇一〇年には一四六万頭に七倍以上になっている。

増加要因としては、暖冬による積雪量の少なさが、越冬を容易にしたことや、狩猟規制による点などが指摘される。シカやイノシシは頭数増加のみならず生息域も拡

広葉樹の伐採・針葉樹の植林 ← (燃料利用の変化、戦後木材需要等)

↓

木材輸入自由化等による価格暴落(1/3)等で、森林管理(間伐等)が疎かに

↓

シカ、イノシシなどの餌(どんぐり、下草)の減少

↓

耕作放棄地の増加→シカ・イノシシの農地への侵入

↑ (悪循環)農山村の衰退 ↓

農家の営農意欲の低下 ← 農業被害の深刻化

↑

(輸入自由化→農産物価格低下等による農業所得低下→過疎・高齢化)

図 農林業の衰退と野生鳥獣害激化の悪循環

大しており、シカはついに四七都道府県すべてで見られるようになってきている。南方系のイノシシも北海道には到達していないが、北上を続けている。生息域拡大は積雪量の減少のためとも考えられるが、むしろ増加の結果とも言える。狩猟については、確かに戦後メスジカの狩猟を禁止したり、一九七八年にはオスジカの狩猟を一頭に制限したりしており、メスジカが狩猟獣とされたのは九四年になってからであった。そうした要因も否定できないが、筆者はむしろ以下のような要因が大きいと考えている。

シカの棲む森は、戦後の拡大造林によりシカやイノシシ、クマの大好きなどんぐりのなる広葉樹から針葉樹に代わり、針葉樹林も間伐などの手入れが行き届かないため、日光が地面に届かず、餌となる下草が十分に生育せず、餌がない状況となった。このままでは、シカなどは絶滅するしかないわけだが、集落周辺には餌となる農産物が豊富で、過疎化により人間も少なく、耕作放棄地が広がる農村は、野生鳥獣が集落に出やすい環境となっている。つまり、森林の下層植生の貧弱化がシカを森林から追い出し(ブッシュ)、農山村の過疎高齢化、耕作放棄地の増加が野生鳥獣を集落に引き寄せ(プル)、農地を餌場とするようになったのではないだろうか。野生鳥獣の頭数増加は、ある意味で「人間による意図しない餌

付け」の結果であり、ヒトと野生鳥獣の距離が縮まり、両者の緊張関係が増すことになったと考えられる。近年の都市への野生鳥獣の進出もこうしたことの延長に過ぎない。以上の観点からは、野生鳥獣問題とは、単に増えすぎた野生鳥獣の問題ではなく、農山村経済の疲弊の問題であり、その解決には地域経済の活性化による農山村の復興と農林地の再生が必須であるとの結論に到達する。

(4) 野生鳥獣問題解決の方向

それでは、この問題をどのように解決すべきか。前述したように、地域経済の活性化による農山村の復興と農林地の再生が最終的には必要だが、それに向けての道程を考えてみよう。農水省は、野生鳥獣対策として三つの柱を掲げている。つまり、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理である^(注7)。

第一の柱の個体群管理は鳥獣の捕獲であり、第二の柱の侵入防止対策とは侵入防止柵の設置、追払い、第三の柱の生息環境管理は、刈払いによる餌場・隠れ場の管理（緩衝帯の整備）、放任果樹の伐採などが具体例とされている。鳥獣の捕獲数は、二〇二二年度はシカ七二万頭、イノシシ五九万頭にまで増加しているが、このうち国や地方自治体などが助成金を支出して有害駆除する頭数が

全体の八割に及んでいる。二〇〇〇年度の捕獲数は、シカ一四万頭、イノシシ一五万頭であり、有害駆除はそれぞれ五万頭だったので、約一〇倍にまで増加している。しかし、それでも「適正頭数」には到達しておらず、国は二〇二三年度のシカ三一〇万頭、イノシシ一二万頭を二〇二八年度までに半減（シカ一五五万頭、イノシシ六〇万頭）する目標を掲げている。実は二〇一三年に二三年度までにシカ一四七万頭、イノシシ六〇万頭にする目標を立てていたが、二〇二一年度現在の頭数はシカ約二九〇万頭、イノシシ七二万頭と特にシカでは目標に全く到達しておらず、再チャレンジの形となっている。しかし、今回も厳しい状況にあり、国としてシカ捕獲に一層力を入れる方針で、捕獲頭数をさらに増加する必要がある。

一方、捕獲主体は各地の猟友会だが、狩猟免許保持者は一九七五年の五二万人から近年は下げ止まりを見せているものの、二〇万人程度にまで減少している。しかも高齢者がほとんどを占める。最近では若齢者、特に女性の猟免許取得者が増える傾向にあるが、免許をとっても実際の猟は行わないペーパーハンターが増えていることが課題となっている。近年の捕殺圧はかつてないほど高いものの、それを猟友会に依存するのみでは狩猟圧を維持することも難しくなっている。

鳥獣保護管理法はもとと「狩猟法」から始まった法律であり、現在も正式な名称は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」と狩猟の管理を行うものである。この法律の二〇一五年の改訂によって認定鳥獣捕獲等事業者制度が新設され、都道府県知事が認定した鳥獣捕獲等事業を実施する法人―ガードマン会社なども捕獲主体となれるようになった。また、農水省所管の法律である「鳥獣被害防止特措法」により、市町村が被害防止計画を作成することを条件に国が財政支援と権限委譲を行ない、対策を行う主体として「鳥獣被害対策実施隊」を各市町村に設置できることになっている。実施隊員は役場職員や民間人の場合は非常勤公務員として処遇され、現在ほぼ全ての被害市町村に設置されている。鳥獣被害対策実施隊の発想は地域をあげて鳥獣対策に取り組むということであり、地域おこし協力隊員など地域外からの若者も参画するケースもある。こうした新たな担い手が、捕獲を含めた被害対策の主体となることが期待されている。

第二の柱の侵入防止対策である侵入防止柵の設置は、多くの被害地域で実施されているがその設置費用とメンテナンス費用が膨大で、助成金があるとは言え、大きな経済的な負担となっている。また、第三の柱の生息環境管理は、集落を餌場としないということであり、地域を

あげた取り組みが望まれる。この生息域管理で、ぜひ国にも取り組んでいただきたいことは、野生鳥獣が棲息できる森作りである。日本は世界有数の森林大国であり、約二、五〇〇万haの森林のおよそ半数がスギ、ヒノキなどの人工林となっている。しかも戦後の拡大造林で植林された樹木が六〇年を過ぎ、現在伐期を迎えている。国も皆伐を推奨しているが、伐採後に再植林できているのは三割に過ぎないという。このままでは、さらに森林の国土保全機能が失われ、山崩れなどが多発する恐れがある。また、森林・林業基本計画でも人工林の二／三を木材生産林として確保するとしているが、白石東大名誉教授らは、林業労働者の状況などに鑑み、最大でも一／三が限度との見方を示している^(注5)。つまり、全森林面積の八／九割は木材生産以外の用途として保全する必要があり、ということであり、そこでの野生鳥獣が棲める森作りを進め、野生鳥獣との共生・棲み分けを目指すことが、本来の生息域管理となるのではないか。

こうした森林再生への投資は、地域経済の活性化の一助になるだろうし、また、害獣を食資源などとして活用することも、地域活性化に資するだろう^(注6)。野生鳥獣問題解決のもう一つの大きな課題は、こうした問題を都市生活者に自分の問題として捉えてもらうことだろう。「熊さんと、さん付けで呼べる檻の外」という川柳によ

く表れている都市生活者の野生動物を見る目と、被害を日常的に受けている農山村の人々の目の目の違いを縮小することが、大きな課題と言えよう。

注

1. クマによる人身被害件数（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/injury-qc.pdf>

2. イノシシによる人身被害件数（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/inoshishi.pdf>

3. エゾシカが関係する交通事故の発生状況（令和五年中）（北海道警）

https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/koutuu/sika_jiko/sika_jiko.pdf

4. 藪内健 中日本高速道路株式会社の鹿対策、日本鹿研究 NO. 八二〇一七 p.p. 七〇—七五

5. 岩丸祥史、堀内基広、シカ科動物の慢性消耗病、日本鹿研究 NO. 八二〇一七 p.p. 六四—六九

6. 高野愛、前田健、動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルスの検出とマダニ対策について、日本鹿研究 NO. 九二〇一八 p.p. 三—三四

7. 鳥獣被害の現状と対策二〇二四（農水省）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/pdf/index-](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/pdf/index-50.pdf)

50.pdf

8. 吉岡拓如、日本の森林の現状と課題、「森と鹿、そして人間シ
ンボジウム」全日本鹿協会二〇二四日本鹿研究 NO. 一五掲
載予定

9. シカの資源利用の現状については、小林信一、押田敏雄、ジ
ビエの流通、食品と容器

Vol. 六五 NO. 二二〇二四 p.p. 七五—八五参照
のりん。

クマ問題の現状と解決方向 いかに折り合いをつけるか

ピッキオ 玉谷宏夫

1. はじめに

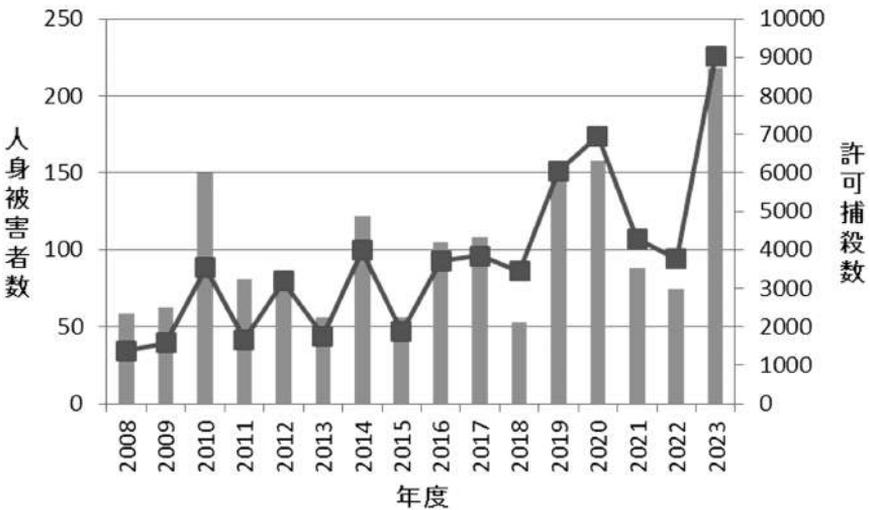
二〇二三年は東北地方や北海道でクマの出没が相次ぎ、二〇二四年二月末時点で人身被害を受けた方は過去最多となる二一八人に達し、うち六名の方が亡くなられた(図1)。また、クマの捕獲頭数も過去最多となり、一月末までにヒグマとツキノワグマを合わせて九、〇二八頭が都道府県や環境省の許可を受けて捕殺された。テレビや新聞でもクマのニュースを見る日が多く、新語・流行語大賞のトップテンには「OSO18/アーバンベア」が入った。「OSO18」は北海道東部で放牧中の牛六六頭を襲ったとされ、二〇二三年七月に駆除されたヒグマの呼称で、「アーバンベア」は市街地に現れるクマを指した言葉である。

こうした状況を受けて、一月月に岩手県や北海道の知事などは環境省に対して、クマの市街地出没や被害の現状を訴え、捕獲費用が国の補助対象になる「指定管理鳥獣」とするよう要望した。環境省は専門家による検討会を数度にわたって開き、二月末に伊藤環境大臣が四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に追加すると発表したところである。人とクマの間の軋轢解消に向けて、より真剣に取り組み始めるといふ点で、人とクマの関係性は転換点を迎えている。

2. クマ類の分布拡大と人間活動エリアへの出没

二〇二三年の大量出没は転換点を迎えるきっかけになったものの、クマの出没や人身事故は突如増加したわけではない。以下、人間とクマの軋轢や、クマの分布域の

図1. ヒグマとツキノワグマによる人身被害者数（棒グラフ、2023年2月末現在）および両種の許可捕殺数（折れ線グラフ、2023年1月末現在）。環境省による統計資料から作成。



(1) 時に相容れない存在となる人間とクマ

現在、日本にはヒグマとツキノワグマが生息しており、ヒグマは北海道、ツキノワグマは本州と四国に生息している。強さと速さを兼ね備え、大きな歯や爪を持つクマは、いったん接触してしまえば人間がかなう相手ではない。農林業に対して被害を発生させることもあるため、長い歴史の中では、人間にとって相容れない存在となる場面が幾度もあった。例えば、弘前藩では元禄八年から享保五年の二五年間に、七〇人の領民がツキノワグマにより死傷したとの記録が残っている。一九一五年に北海道の三毛別で、ヒグマにより一〇名が死傷した事件をご存知の方もいらっしゃるだろう。

一方でクマから見れば、人間は数少ない天敵の一つであり、生存を脅かす存在である。絶滅したとされる九州のツキノワグマ個体群や、生息数が二十数頭のみとされる四国のツキノワグマ個体群に、捕獲や生息地の改変などが与えてきた影響は大きいと考えられる。北海道でも明治以降に捕獲圧をかけ続けたことによって、一時期ヒグマは数を減らした。国際自然保護連合（IUCN）は森林破壊や密猟などにより、クマ類全八種のうち、アメリカクロクマとヒグマを除いた六種で絶滅のおそれがある

変遷について見ていく。

るとしている。

(2) 近年の日本の状況

筆者が子供時代を過ごした一九八〇年代は、自然環境が開発によって失われ、クマを含む野生動物の生息が危ぶまれているという内容のテレビ番組や書籍が多かったように記憶している。ところが二〇〇〇年代に入ると、人間の活動エリアへの大量出没や、出没に伴う人身事故の発生が表面化してきた。ツキノワグマが全国的な規模で出没したのは二〇〇四年が最初で、その後はほぼ隔年周期で大量出没している。当初は異常出没と呼ばれることもあったが、近年では常態化しているので、大量出没と呼ばれるようになった。大量出没年には二〇〇〇頭以上のツキノワグマが捕殺され、一〇〇人以上の人身被害が起きている。

一体何が起きているのか。環境省が一九七三年と二〇〇三年に実施した分布調査、日本クマネットワークが二〇一四年に発表した調査結果から、四国のツキノワグマ個体群を除き、北海道、本州のほとんどの地域でヒグマとツキノワグマの分布域は拡大しつつあることがわかった。やはり分布域の外縁部は大量出没年に広がっていたが、平常年の分布域をみても拡大傾向にあった。なお、全国での個体数については推定値に大きな幅があり、よ

くわかっていないものの、自治体単位では、出没情報件数や捕獲数などのデータをもとに統計モデルを使用し、増加傾向にあるとした兵庫県の例がある。

(3) 分布域拡大の背景

分布域が拡大した要因として、人里周辺がクマの生息適地になりつつあることがあげられる。かつて人里周辺の山は薪炭林や萱場として利用されており、山際は田畑として利用されていたので、クマが生息する奥山の森林と人里が離れていた。しかし、戦後は薪炭林や萱場として使われなくなり、クマは薪炭林として使われていたナラの林でドングリを食べるようになった(写真1)。植林されたスギやヒノキなどはクマの食物を供給しないものの、身を隠して行動するには好都合である。山間部では過疎化や高齢化が進み、放棄された田畑はやぶや林になり、クマを捕獲する猟師も少なくなった。その結果、奥山からクマの生息適地が連続し、その外縁部は人里に近接、もしくは重複している状況が各地でみられる。

ツキノワグマでは一九八〇年代から一九九〇年代にかけて狩猟の規制や自粛が行われ、一九九〇年代には学習放獣(移動放獣)が各地で行われた。ヒグマでは一九九〇年に春グマ駆除制度を廃止しており、これらの保護施策も分布域の拡大を後押ししたと考えられる。

写真1. かつて薪炭林として利用されていたコナラ林を訪れた親子のツキノワグマ。幹が分かれているのは、かつて人間が利用していた証拠である。



人里との境界部分では、人間の暮らし方の変化に適應して巧みに生きるクマたちがいる。電波発信器を装着したツキノワグマを追跡していると、人里の周りの林や、時には人里の中の林もこっそりと使っており、自分が黒いことを知っているかのように、夜の闇に紛れて人里に忍びこむ。使われなくなった炭焼き窯で冬眠や子育てをしているツキノワグマを見た時には、私たち人間を映し出す鏡のようだと感じた。

(4) 出沒に至るクマ側の事情

ヒグマもツキノワグマも冬眠中に出産し、春になると穴から出て活動を開始する。子グマは母グマとともに一年半から二年半を過ごしてから独り立ちする。親から独り立ちする時には分布域の外縁部を利用することがあり、そもそもの分布域が拡大した結果、人里へさまよい出やすくなっていることは想像に難くない。クマの社会構造の中で立場が弱いと考えられる親子連れや若いクマにとって、人里周辺は強いオスグマがいない安全地帯になっっている可能性もある。

複数の樹種で結実不良が重なるなどして、ふだんの行動圏内で食物が十分に得られない場合は、別の場所での食物を探索しなければならない。特に冬眠や出産に備えて脂肪を蓄積する必要がある秋は、主要な食物となるブナ

科堅果類の結実状況がクマの行動に大きな影響を与える。二〇二三年に東北地方でみられたツキノワグマの大量出沒は、前述した生息環境の長期的な変化のもとで人里に出沒しやすい条件が整っていたことに加えて、ブナなどが結実しなかったことによって引き起こされたのではないかと考えられる。さらにナラ枯れや結実周期の変化についての報告は、将来に不安を感じさせるものである。

これまで数十万年の間、脈々と受け継がれてきたクマの基本的な生き方を変えることはできず、状況の変化や彼らの事情を理解し、どうやって折り合いをつけるかを考えるのは私たち人間にしかできない。正面から組み合うのではなく、力をうまくいなすことはできないだろう。人里に現れたクマを定着させないようにする努力や、クマの生息の理解を深め、先回りして対策を実施することが求められる。

3. 有効な対策

人とクマの共存は、クマによる人身事故や農林業被害を許容可能な水準まで下げること、個体群の安定的な生息を両立させることによって可能になる。ここでは、筆者が関わっている長野県軽井沢町での事例を中心に、クマとの共存に向けた有効な対策を列挙する。

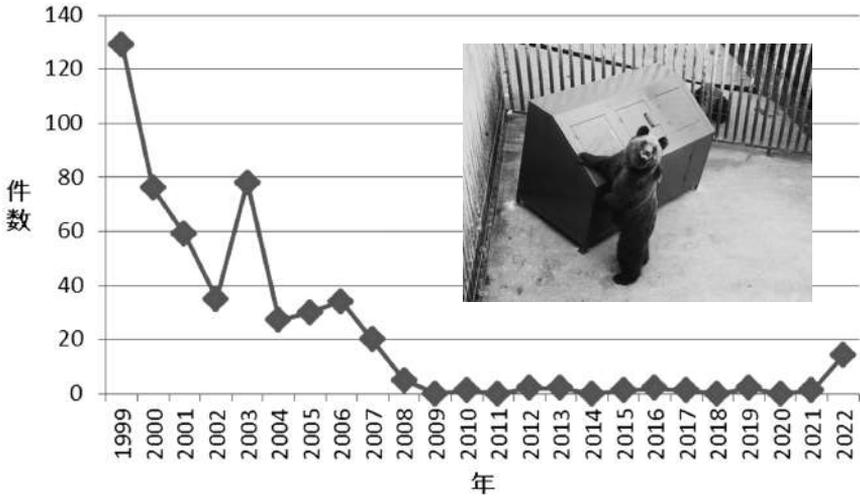
(1) 誘引物対策

生息地との境界に物理的な遮蔽物をつくらない限り、人里へのクマの進入を完全に防ぐことはできない。しかし、完全に防げないとしても、人里の魅力を下げてクマを定着させないようにすることはできる。クマはナワバリを持っておらず、条件の良い場所は複数頭の個体が利用する。このため、クマの食物となりうるもの(誘引物)が存在している場合は、捕獲を続けても被害は減らない。クマが近隣の森で暮らしていることを理解し、誘引物になりうるものがあれば取り除く、もしくは触れさせないようにすることが大事である。

二〇二三年には人家近くのカキの木に登るクマや、家畜の飼料を食べるクマなどがニュースで報道された。自然界の食物が不足する年は、人間由来の食物を食べるきっかけが生じ、結果としてそうした経験を積んだクマを生み出してしまふ。生息地に隣接する地域では、常日頃から誘引物対策をしっかりと行うことが大切である。

軽井沢町周辺でクマを誘引するものは、生ゴミ、農作物(トウモロコシ、養蜂など)、家畜や魚の飼料、果樹、台所排水のグリーストラップ、ペンキなどがある。生ゴミについては、二〇〇三年にクマに荒らされないゴミ箱を開発し、従来のゴミ箱と交換してきた。現在までに公

図2. 軽井沢町の公共および別荘地のゴミ集積所におけるクマのゴミ荒らし件数（画像はのぼりべつクマ牧場におけるゴミ箱の実験風景）



(2) **環境整備**
クマ類は基本的に臆病であり、移動や滞在時に見通しの悪いやぶを使うことが多い。このため、やぶを刈り払って見通しをよくすることによって、出没を抑制する効果が期待できる。また、人とクマがお互いの存在に早めに気付けるようになり、近距離での鉢合わせを減らすことにもつながる。軽井沢町ではクマが河川沿いの林や、

このほか、林縁や開けた環境に生育し、クマの好む果実をつけるサククラやクワなどが、人里での目撃件数を押し上げることがある。クマが繰り返し現れるようであれば、これらの樹木も誘引物の一つとしてとらえ、接触させない対策や住民への注意喚起が必要だろう。

農作物を守るためには、作物を電気柵で囲うことが有効である。軽井沢町では電気柵の普及を図るために、電気柵の購入費用の半額を町が補助する制度があるほか、緊急的に設置するためのレンタル機材を有している。果樹に関してはカキの木の伐採や実の早期収穫、クマが木に登るのを防ぐために幹にトタンを巻く対策を進めている地域がある。

共のゴミ集積所、民間の飲食店や宿泊施設に計四六台が導入され、クマによるゴミ荒らしの件数は劇的に減少した(図2)。

別荘地の中に残された緑地を飛び石のように使いながら移動していることがわかってきた。このため、クマの利用が確認されている通学路沿いの林では、地区住民や小学校のPTA、大学生などが協力してやぶ刈りを継続している。また、中学校と病院の裏手にあり、出没の起点になる林縁部には延長六〇〇mの電気柵を張った。

一方で、カラマツの造林地が広がる奥山では、かつてみられたミズナラなどの森に戻そうと、ボランティア団体が中心になり、三〇年以上にわたって広葉樹の植樹活動を継続してきた。初期に植樹した木々はドングリをつけるまでに生長し、クマが訪れるようになっていく。なお、軽井沢町では新炭林として利用されていたナラやクリの林が人里近くにあり、秋にクマが利用している。人とクマとの距離を隔てるという観点からは、カラマツ造林地とナラ林の配置が逆であればと感じる。

(3) 個体管理

二〇〇〇年代前半、軽井沢町では生ゴミに執着したクマが複数頭確認されていた。そこで町内で捕獲したクマに電気発信器を装着して追跡したところ、ゴミ捨て場を繰り返し訪れる個体はごく一部であることがわかり、多くのクマは目撃されることもほとんどなかった。また、住民の方から通報のあった目撃情報を精査すると、一頭

のクマが何度も目撃されていることが多かった。

人間由来の食物への執着度や人間への警戒心という点で、クマの個性の幅は大きい。おそらくは、生来の性質や年齢、経験によって個性の違いが生じるのではないかと考えられる。このため、誘引物対策や環境整備を実施しても出没が収まらず、捕獲をする必要が生じた時は、軌轢の解消とクマの保護の両方の観点から、問題を起こしているクマを特定したいところである。個体識別には目撃や痕跡の情報、センサーカメラの撮影結果などが利用できる。

(4) ペアドッグ

人里に現れたクマへの対応手段は限られる。捕獲をしようにも、麻酔銃を含む銃器の使用は現場の安全確保や法律の面から、想像以上にハードルが高い。クマの分布域を押し戻し、人里に現れにくくする普段からの努力が求められ、そのための方法として、個体群の動向をモニタリングしながら個体数密度を下げることや、人里の周辺で狩猟などによる捕獲を行い、人とクマの間の緊張感を削り出すことが検討または実施されている。

一方でクマと向き合う体制が整った段階では、捕獲以外の方法によって緊張感を維持する方法も検討されるべきではないか。特に生息地の核心部に近い場所では、よ

写真2. カレリアン・ベアドッグ。ロシアとフィンランドの国境地帯にあるカレリア地方で大型獣の猟犬として改良が重ねられてきた。アメリカの専門家Carrie Hunt氏によって、人とクマを守るためのベアドッグとして使われ始め、ピッキオには2004年に導入された。現在活躍している4頭は、2代目と3代目である。ベアドッグはクマの追ひ払いだけではなく、出沒地点での現場検証や普及啓発の場でも頼もしい存在となる。



りクマの保護に配慮した対策が求められるはずである。町の約半分が鳥獣保護区に指定されている軽井沢町では、人間に追われる機会のないクマに対して、カレリアン・ベアドッグ（写真2）によるクマの追ひ払い活動を実践している。人の利用が増える六月から一〇月にかけては毎晩町内をパトロールし、発信器を付けたクマが人里で確認された場合は、朝が来るまでに森林へ移動させている。軽井沢町では二〇一一年以降、人里でクマによる人身事故は発生していない。

(5) 普及啓発

クマには人を惹きつける姿やしぐさがある一方で、潜在的には人身被害を起こす力を持つため、時に「人が大事か、クマが大事か」という意見の衝突を引き起こす。野生のクマの姿を実際に目にする機会が少ないことは、存在に恐怖を覚える方と命の大切さを訴える方のそれぞれイメージが、頭の中で膨らむ一因になっているように思われる。研究者や行政、マスコミはクマに関わる情報を適切な表現で発信し、一人一人が正しい認識のもとで当事者意識を持てるようになることが望まれる。感情をいったん脇に置き、建設的な議論を重ねるためには、命を大切にしながらクマを「正しく怖がる」姿勢が大切ではないだろうか。経験上、正しく怖がることによって、

クマに対する許容範囲は広がるはずである。

軽井沢町では年に一度、全小中学校でクマの授業を行っており、これからの社会を担う子どもたちに向けて、クマと共存することの意味や方法について伝えていく。他地域でも学校や一般市民を対象にしたレクチャーやワークショップに、専門家が積極的に取り組んでいる。その際には、クマの毛皮や頭骨などの実物を見てもらうことが効果的である。日本クマネットワークでは教材や毛皮が入ったトランクキットの貸し出しを行っているので、関心のある方はホームページ (<https://www.japanbear.org/works/trunkit/>) にアクセスしていただけたらと思う。

なお、絶滅の瀬戸際にあるツキノワグマ個体群が生息する四国では、四国自然史科学研究センター、日本自然保護協会、日本クマネットワークの三者が「Save the Island Bear」プロジェクトを推進し、地域で「アイランドベア」を冠した普及啓発イベントを継続して行っている。四国のツキノワグマ個体群を保護することは喫緊の課題だが、人身事故や農林業被害を予防するしくみがなければ、地域住民に負担を押し付けかねない。普及啓発イベントを通じて、個体群の危機的な状況や保護の必要性、被害予防のためにとりくみや、ツキノワグマの価値を創出する試みなどについて発信している。

4. 今後に向けて

接触すればかなわない力を持つクマ。しかし、道具や武器を手にした人間がさらに強いことは、ツキノワグマを絶滅に追いやった九州の例が証明している。クマとどう折り合いをつけるかは、これからの私たちにかかっている。

(1) これまで手が回らなかった総合的な保護管理を

前述したように、四国のツキノワグマ個体群を除いたクマ類が指定管理鳥獣に追加されることになった。鳥獣保護管理法を読むと、指定管理鳥獣とは全国的に生息数が著しく増加していたり、生活環境や農作物、生態系に被害を及ぼしたりする野生動物で、集中的かつ広域的に管理が必要な種とある。集中的かつ広域的な管理という表現から、捕獲の強化に焦点を当てられがちだが、指定管理鳥獣への追加に伴って行われるべき事業は決してそれだけではない。

環境省の検討会では、すでに指定管理鳥獣に指定されており、個体数の半減化計画が進められているシカやイノシシと異なり、クマは増加率が低いので、クマ型の指定管理鳥獣事業を創設するという気構えで臨むべきであるという趣旨の発言があった。これまでは現場の被害対

策や緊急対応で精一杯であったが、補助を得てクマの個体数や被害の状況をしっかり調査できるようにすることはメリットであるというコメント、交付金を生息状況などのモニタリングや人材育成、環境整備などに柔軟に活用できるようにして、人とクマ、双方が安心して生活できるようにすることが必要といった専門家のコメントは、事業の方向性を的確に指し示している。

(2) 誰が保護管理を担うのか

クマとの共存に向けた有効な対策については、環境省によるクマ類の出没対応マニュアルでも選択肢が網羅されている。広域防護柵や緩衝帯整備、ベアドッグによる追い払いなどの成果を検証し、それぞれの地域にとって効果的な方法を導入していくことが求められる。問題は今後、誰がどうやって実施するのかということである。

当事者がクマをはじめとする野生動物に対する専門的な知識や、対策上の技術を有していることは不可欠である。文字数の関係上、本稿では触れなかったが、シカやイノシシを捕獲するためのわなにクマが錯誤捕獲されることも各地で問題になっており、麻酔銃を使って安全に捕獲・放獣できる人材が求められている。もちろん、行政や研究者、農林業従事者、捕獲者などの連携も必要であるし、一般市民とのやり取りも避けられない。例え

ば、捕獲に偏った対策が進まないように、また、やみくもに捕獲に反対するなど、現場での対策を妨害するような形での抗議を未然に防ぐため、多様な関係者に対して事業の目的や内容を丁寧の説明する必要がある。

東京農工大学は野生動物管理に必要な人材に求められるスキルとして、地域社会の問題を総合的にとらえて、課題解決のために計画・目標の立案、実践、モニタリングを担えること、多様な分野に関する専門的知見を基に、科学的に野生動物の生息状況や被害状況を把握することができること、地域の関係機関や関係者との円滑なコミュニケーションによる合意形成をはかり、地域課題の解決まで導くことのできることを挙げている。将来的には国や県のバックアップを受けながら、現場で迅速な対応にあたる人材を市町村単位で配置する必要性を強く感じる。

(3) クマの価値を創出する

最後に、観光の面からクマの価値を創出する試みについて述べておきたい。筆者が所属するピッキオでは、クマとの軋轢を減らすための対策に取り組むとともに、被害を起こす存在という側面以外にも光を当てたいと考え、クマの生息する森へお客様を案内し、その存在に思いを巡らせてもらっている。

私たちはクマが生息していることを当たり前に感じてしまいが、日本は先進国でありながら、クマを絶滅させずに現在に至る数少ない国の一つであり、独自の自然や自然観に対する海外からの関心は高い。軌轢を減らす一方で、こうした関心に応えることによってクマが生息することを前提としたしくみをつくり、農村を含む山間部と都市がむすばれば、クマをはじめとして世界の自然環境を守ることにもつながるのではないか。

引用・参考資料

大井徹。ツキノワグマ クマと森の生物学。p p. 二四六。東海大学出版会、東京。二〇〇九。

太田京子。クマが出た！ 助けてベアドッグ。p p. 一五〇。岩崎書店、東京。二〇二一。

環境省。クマ類の出没対応マニュアル改訂版。二〇二一。

国立大学法人 東京農工大学 野生動物管理教育研究センター。

<https://web.tuat.ac.jp/~cwner/index.html>。

佐藤喜和・アーバン・ベア とのりのヒグマと向き合う。p p.

二五一。東京大学出版会、東京。二〇二一。

四国ツキノワグマ保護プログラムSave the Island Bear。 <https://islandbearproject.org/>

日本クマネットワーク。「ツキノワグマおよびヒグマの分布域拡縮の現状把握と軌轢抑止および危機個体群回復のための支援事

業」二〇一四。

山崎晃司。ツキノワグマ すぐそこにいる野生動物。p p. 二二五

八。東京大学出版会、東京。二〇一七。

野生鳥獣と感染症

麻布大学名誉教授 日本ジビエ振興協会代表副理事 全日本鹿協会副会長 押田敏雄

静岡県立農林環境専門職大学生産環境経営学部講師 貞弘 恵

■はじめに

シカやイノシシなどの野生鳥獣とヒトの棲み分けが機能していれば農業被害、人的被害などの特別な問題は少なかったと思われる。しかし、最近では棲み分けが思うようになされずに、病気の面で家畜と家畜、家畜とヒトのような人獣共通感染症が家畜やヒトの生活の安定を脅かすことが多くなってきた。今回はジビエを念頭に置き、家畜の感染症、伝染病の概略について述べ、次いで、野生動物と家畜・家禽との関係における感染症について、代表的な感染症について概説し、ヒトが注意しなければならぬ事項について解説する。

■家畜の感染症と伝染病について

①感染症

家畜での感染症とは豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(A SF)、口蹄疫(FMD)に代表されるような疾病を指し、ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳などの症状がでることを感染と言う。

感染症にはインフルエンザのようにヒトからヒトにうつる感染症のほかに、破傷風や日本脳炎のようにヒトからヒトにはうつらず、傷口から、あるいは動物や昆虫から感染する感染症も含まれている。感染して発症する場合もあれば、ほとんど無症状で終わってしまう場合もある。また、一度症状が現れるとなかなか治りにくく、時

表1 感染症の分類(感染症法による)

区 分	解 説	感染症の例
一類感染症	感染力が強く、発症した場合は非常に重症な状態になる可能性がある極めて危篤な感染症。原則的に入院が許され、場合によっては反動制御が発動される。	Tボロ出血熱、クニミダ、リンイ熱、シネラ、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱
二類感染症	感染力が強く、発症した場合は重症な状態になる危険性が高い感染症。必要に応じて入院勧告が出され、一定期間食品の取り扱ふ業務に就くことができなくなる。	ポリオ、シフトリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)ウイルス感染症、種痘、鳥インフルエンザ(H5N1)
三類感染症	発症した場合には重症化に陥る危険性は少ないが、特定の職業に就くことで集団発生を引き起こす可能性がある感染症。一定期間、食品の取り扱ふ業務に就くことができない。	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
四類感染症	主に動物を介して感染が拡がり、健康に影響を与える恐れの高い感染症。対策となる動物の輸出入禁止や検疫強化などの措置が取られる。	狂犬病、A型肝炎、鳥糞、発熱、鼠大頭、炭疽、鳥インフルエンザ(H5N1を除く)など
五類感染症	発症傾向を報告し、その情報を国民や医療従事者に提供することで、発症予防に役立ちと考えられる感染症。	インフルエンザ、麻疹、ウイルス4種後、後入4種後不全感染症(ニイス)、生殖器カンジダ感染症、梅毒など
新型インフルエンザ等感染症	ヒトからヒトに感染することか分かった新しいタイプのインフルエンザ。多くのヒトが免疫を持っていないため集団的に大流行し、発症すると重症な状態になる可能性がある。必要であれば、一類感染症と同様の対応が求められることがある。	新型インフルエンザ(10月)
新感染症	新たにヒトからヒトに感染することが認められ、発症すると重症な状態に陥る危険性が極めて高いと考えられる感染症。行政機関による措置がそれぞれの発症条件を考慮した上で決められる。	現在は該当なし

伝染病とは感染症を発生した動物やヒトが、自身の体内に保有しているウイルスなどを第三者の生き物に移した後、ウイルスを移された第三者が発症する病気を指す。たとえば、伝染の心配がない「食中毒」や「盲腸炎」などの病気は、すべて感染症と呼び、伝染病とは呼ばな

②伝染病
 2020年1月、世界全体での死亡原因をみると、感染症の死亡割合が一／四を占めているので、感染症が拡がらないよう適切な対策が重要となる。

ヒトの場合、世界全体での死亡原因をみると、感染症の死亡割合が一／四を占めているので、感染症が拡がらないよう適切な対策が重要となる。

日本にはヒトに対して感染症を予防し、広範囲に拡がったときに正しい対処ができるよう定めた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」がある。同法では世の中にある様々な感染症を七つに区分(表1)し、区分によって、強制的な入院勧告や就業制限など感染拡大を予防するために行われる措置が異なる。なお、二〇一九年から流行中の「新型コロナウイルス感染症」の名称を二〇二三年五月から「コロナウイルス感染症二〇一九」と変更し、同症の感染症法上の位置付けを危険度の高い「二類相当」から季節性インフルエンザ並みの五類に緩和された。

には死に至るような感染症もある。ヒトや家畜の周囲にはウイルス、細菌、カビ…など数多くの「病原体」が潜んでいる。

表2 シカ、イノシシに感染の可能性がある家畜伝染病一覧

家畜伝染病の種類	家畜の種類	
	法律第2条	施行令第1条
牛痘	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、シカ、イノシシ
牛肺疫	牛	水牛、シカ
口蹄疫	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、シカ、イノシシ
流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、シカ、イノシシ
狂犬病	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、シカ、イノシシ
水痘性口炎	牛、馬、豚	水牛、シカ、イノシシ
ブドウ球菌熱	牛、めん羊、山羊	水牛、シカ
炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚	水牛、シカ、イノシシ
出山性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、シカ、イノシシ
ノロセラ病	牛、めん羊、山羊、豚	水牛、シカ、イノシシ
結核病	牛、山羊	水牛、シカ
マニ病	牛、めん羊、山羊	水牛、シカ
ブドウラズマ病	牛、馬	水牛、シカ
アリフズマ病	牛	水牛、シカ
左腺性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊	水牛、シカ
小豆癩癬症	めん羊、山羊	シカ
豚熱	豚	イノシシ
アフリカ豚熱	豚	イノシシ
豚水痘病	豚	イノシシ

家畜伝染病予防法第2条及び家畜伝染病予防法施行令第1条関係

い。伝染病の概念として、ウイルスや細菌などが原因で起こる感染症を動物やヒトからうつされてしまうことを伝染病と言う。特に多くの動物やヒトが感染し、それが広範囲の地域に及び、かつ一定期間の間、ウイルスの猛威が続く疾病に限り伝染病と呼ばれるケースが多いようである。

つまり、伝染病とは病気の症状が見られる動物やヒトから、病気が発症した原因であるウイルスや細菌が他の動物またはヒトに伝染していく感染症の総称であり、連鎖反応的に感染が拡大するケースが多いとされている。また、特に現代社会では、モノやヒトの移動範囲が全世界に拡大しているため、数多くの国々の間で感染が急速に拡大するケースが多く、このような状態をパンデミックと呼んでいる。伝染病にまつわる具体的な症状は喉の痛み、咳、発熱、倦怠感、発疹、水疱などがあげられる。

家畜の場合、我が国には「家畜伝染病予防法」という法律があるが、このなかで、シカやイノシシが関係する部分を抽出して表2に示す。補足すると、この法律はもとも牛、馬、豚、めん羊、鶏などを対象としたもので、シカやイノシシは牛や豚と病原性が共通するので、同法の施行令で対象動物とされている。

③ 感染症と人獣共通感染症の違い

感染症のうち、普通の感染症はヒトからヒトへ、家畜

から家畜へと言う感染経路をたどる。しかし、人獣共通感染症（ズーノーシス：zoonoses）は動物からヒトへ、ヒトから動物へと言う感染経路で感染が拡大する（**図1**）。人獣共通感染症は、「ヒトと脊椎動物の間を自然に伝播しうるすべての病気又は感染症で寄生虫症と細菌性食中毒も含む」と定義され、これらの多くは動物由来によるものである。

一方、かつて知られていなかったか、もしくは新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症を「エマージング（新興）感染症」、また既知の感染症で、既に公衆衛生上問題にならない程度まで患者（数）が減少していた感染症のうち、再び流行し始め、患者が増加した感染症を「リエマージング（再興）感染症」とそれぞれ呼ぶ。今日、これらのエマージング、リエマージング感染症は毎年のように出現し、またこれらの多くは人獣共通感染症でもある。なお、**表3**に我が国として注意すべき人獣共通感染症を示す。

④ 感染症が流行する原因

家畜において、通常の感染症は家畜から家畜への感染であるが、普通に考えられる同種間の動物へと言う説明に終始する。つまり、ウシからウシ、ブタからブタ、ニワトリからニワトリの関係である。もう少し範囲を広げるとウシからヤギ・ヒツジ、ブタからイノシシ、ニワトリ

から野鳥のような関係となる。そしてこの病原体の感染関係はもう少し範囲が広がり、同属・同目間にも認められ、ウシ⇆ヤギ・ヒツジ、ブタ⇆イノシシ（豚熱）、ニワトリ⇆野鳥（鳥インフルエンザ）、ウシ⇆ブタ（口蹄疫）というような感染経路もある。

ヒトに感染することが知られている感染症は分類上の種で、現在一、四〇〇種以上とされ、このうちの約六〇%が人獣共通感染症とされる。すなわちヒトが感染する病原体の半数以上はヒト以外の動物にも感染することになる。また、新興感染症の七五%は人獣共通感染症とされている。さらに公衆衛生上の問題となる人獣共通感染症の病原体は一旦、動物からヒトに伝播した後、ヒトとヒトとの間でさらに伝播するものが三三%とされている。

感染症が新たに勃興してくる原因として地球上の狭い地域での人口の激増、生態系への干渉、航空機輸送の発達に伴うヒト、動物、物の国際間移動の高速化、気候の変化などがあげられる（**表4**）。野生動物が介在する感染症は生態系との関わりが深く、たとえわずかであっても環境の変化が生態的地位に与える影響は無視できず、動物の生態系が攪乱されることに繋がる。生態系が攪乱されるならば捕食動物が減少し、様々な病原体を保有している可能性のある齧歯類などが異常繁殖し、結果的に

表 4 新興感染症の登場に
関与する因子

病原体の適応・変異
経済的発展と土地利用
人口動態とヒトの行動様式
国際的なヒトと物資の移動
テクノロジーと産業
公衆衛生基盤の破綻
ヒトの感染症に対する感受性
天候と気候
生態系の変化
貧困と社会的不平等
戦争と飢饉
政治的意思の欠如
意図的危害

齧歯類に由来する感染症が発生・拡散することになる。

■ウシやシカに感染する感染症

ウシとシカは反芻動物で、ともに草食性である。消化管に常在する菌も共通か、近似なものが占めていることが知られている。

① 結核

結核は肺やリンパ節などに結節性の病変や体表リンパ節の腫大を示す法定伝染病で、増加傾向にある人獣共通感染症である。その感染原因は感染牛の気管分泌物、唾液、乳汁、ふん便などに結核菌は排泄され、これらに汚染された敷わら、飼料などから経気道あるいは経口的に感染は成立し、肉牛に集団発生が認められる事案がある。

その防疫対策として、ヒトと同様にツベルクリン反応が行われ、陽性牛の淘汰により乳用牛での発生はまれであるが、規制対象外である肉牛に集団発生が認められていた。病変として肺や顎下、耳下、横隔膜、乳腺などのリンパ節に黄白色、結節性、限局性の結核病巣であるチーズ様の乾酪化病巣を形成する。この病巣は、結核結節と呼ばれる本病に特徴的な病変で、重症例では、咳嗽、食欲不振、体重減少、消瘦、乳量低下などの症状を示す。しかし、清浄化が進み二〇一七年以降は特別な場合を除

きツベルクリン反応は実施されなくなった。

② ブルセラ症

ブルセラ症はブルセラ属菌を原因とする牛、豚、山羊、めん羊の法定伝染病で、ヒトやイヌにも感染する人獣共通感染症である。妊娠動物では胎盤炎による流産や死産が特徴で、乳腺炎や関節炎を起こすこともある。雄では精巢炎や精巢上体炎が起こる。ヒトが感染した場合には発熱や倦怠感などが長期間続く。感染動物の流産胎子や胎盤、乳汁、精液に大量の菌が含まれ、この菌が直接か、あるいは汚染された飼料や水、敷料を介して口や皮膚、粘膜から感染する。菌は乾燥や熱、直射日光には弱い、低温湿潤条件下では長く生残する。

世界各地で発生し、公衆衛生上も重要な問題である。日本では一九五〇〜七〇年頃に多く発生したが、現在では清浄性が確認されている。

対策であるが、日本では二〇一八〜二〇二〇年度に牛を対象に実施されたサーベイランスにより本症の清浄性が確認されている。これまでは、本症の発生を監視するため、輸入牛や流産した牛などを対象としたサーベイランスが実施されていたが結核と同様に定期検査は実施されなくなった。

③ 口蹄疫を振り返る

二〇一〇年四月に、一〇年ぶりに口蹄疫の発生が宮崎

県で確認された。その発生農場は二九二農場、発生自治体数は一一市町、家畜への被害は牛六九、四五四頭、豚二二七、九四九頭、その他（山羊、羊、イノシシ、水牛など）四〇五頭となり、甚大な被害が出た。また、本病を封じ込めるため、県外からの応援獣医師延べ二・五万人、自衛隊員一・九万人、機動隊等警察関係者二・三万人が派遣された。

宮崎県での経済的損失は県の試算によると、五年間で二、三五〇億円となり、畜産業だけでなく、地域経済全体に大きな影響が及ぶものとなった。最終発生例の殺処分から三ヶ月が経過し、WOAH（国際獣疫事務局）が定める清浄国に復帰するための要件を満たしたことから、二〇一一年二月には、正式に清浄国に認定され、今日に至っている。

口蹄疫は人獣共通感染症ではないが、万一、感染家畜の肉を食べたり、家畜と接触してもヒトに感染することは一〇〇％ない。しかし、食肉産業（焼肉店、タレメーカーなど）は風評被害によるダメージを受けた。シカ、イノシシともに口蹄疫の感染動物であるが、このときは、ジビエのブームはまだ低調だったので、ジビエ肉への影響はほぼ見られなかった。

④ シカからウシへの感染ルート

放牧地、採草地などへのシカの侵入による生草の盗



図2 盗食中のシカ軍団

食、ロールペールサイレージの盗食(図2)があるが、唾液、泡沫やふん尿を介して、シカからウシへ病原菌を伝播する可能性が十分にある。既述のようにシカは草、

葉および木の実を食べる草食性で、警戒心が強いが、ヒトの気配がない場所は格好の飼料補給の場となってしまう。

■ブタやイノシシに感染する感染症

言うまでもなくイノシシと豚は同じ種なので、ほとんどの病原体が相互にうつる危険性がある。養豚施設にはイノシシは歓迎されない。

① 豚丹毒

農研機構動物衛生部門が最近の情報として、日本で初めてとなる野生イノシシにおける家畜疾病の病原体分布状況の全国調査の結果を公表した。その結果、人獣共通感染症の病原体である豚丹毒菌に対する野生イノシシの抗体陽性率が九五・六%と非常に高いことが示された。イノシシは扁桃に様々な血清型の豚丹毒菌を保有し、分離株は病原性を有することが確認され、日本の野生イノシシは養豚産業やヒトに対する豚丹毒菌の感染源として注意が必要である。

なお、本病は豚丹毒菌(*Erysipelothrix rhusiopathiae*)に起因する豚の細菌性疾病で、急性型である敗血症型及び尋麻疹型、慢性型である関節炎型及び心内膜炎型の四つの病型に分けられる。食肉衛生検査において検出される豚丹毒は関節炎型が大部分を占める。本病は人獣共通

感染症で、感染事例は動物、食肉・魚介類などの食品を取扱うヒトに多く、職業病として認識されている。

② 豚熱

ブタと言えばイノシシ、イノシシと言えばブタ、そして現在進行形の事象なので、豚熱を避けて進む訳には行かない。把握している最新情報を記してみる。

日本の豚熱（以下、CSF、以前は豚コレラと呼称）の最終発生は一九九二年で、その一五年後の二〇〇七年にWOAHから清浄国として認められた。しかし、二〇一八年九月に二六年ぶりに岐阜県で豚コレラ（二〇二〇年二月五日から家畜伝染病予防法の一部改正により、豚熱に呼称変更）が発生し、一例目が九月九日、二例目が一月に、三々六例目までが一二月にそれぞれ発生し、二〇一九年を迎え沈静化したかのように見えた。

しかし、最新情報では二〇二四年二月に、栃木県栃木市の養豚農場での発生事例（九〇例目）があり、野生イノシシについては二〇二四年三月に広島県福山市で捕獲された個体から陽性反応が確認されている。

本病は豚熱ウイルスにより起こるブタ、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率の特徴で、感染豚は唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品などとの接触などにより感染が拡大する。症状は急性から慢性までの多様な症状を示し、感染豚は、四一

℃以上の発熱と食欲不振やうずくまりといった症状に加えて、発熱時には血液中にウイルスが出現し白血球減少症を起こす。急性では運動失調、後軀麻痺などの神経症状や耳介、尾、下腹部などに紫斑がみられるようになり数日から二週間で死亡する。慢性では初期症状を示した後一旦は回復するが再び発熱、食欲不振を呈し、最終的には消瘦し、一々数カ月の経過で死亡する。死亡豚では出血病変が特徴的に観察され、リンパ節の出血や腎臓表面や膀胱粘膜の点状出血が高率にみられ、時には脾臓の出血性梗塞が起こる。

世界各国に分布しているが、北米、オーストラリア、スウェーデンなどでは清浄化を達成している。なお、ASF（アフリカ豚熱）とは全く別の病気なので、混同に注意を要する。また、ASFはCSF以上に伝染力、致死率が高いので国は警戒を強めている。

なお、本病は豚熱ウイルスにより起こる豚とイノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率の特徴である。感染豚は唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品などとの接触により感染が拡大する。治療法は無く、発生した場合の養豚産業への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定され、当該豚を含め、発生農場の飼養豚は全頭が殺処分される。

③ イノシシからブタへの感染ルート
二〇一八年に愛知県豊田市の大規模農場などに感染が



図3 養豚農場と深夜に徘徊中のイノシシ

広まった豚熱について、農林水産省は二〇一九年二月七日、この農場と岐阜県内で同年一月に感染が確認されていた養豚場との間で、同じ飼料運搬車両が出入りしていたことを明らかにした。岐阜県の養豚場から豊田市の農場までは三〇kmの距離があるものの、トラックの消毒が不十分だった可能性が指摘されている。

岐阜県で初発の豚熱は海外から国内に侵入したとする説は多くの人々が認めるところである。しかし、その侵入経路は不明であるものの、流行国から来た旅行者が持ち込んだ肉製品を野生イノシシが食べ、そのイノシシが養豚施設で豚や関連施設と接触(図3)し、豚に感染したという説が有力である。

感染の拡大を防ぐには、感染が確認された地域でイノシシを捕獲して生息数を減らしたり、フェンスなどを設置(図3)し、イノシシが養豚場に近づかないようにすることが必要とされる。

■ニワトリ・食鳥や野鳥に感染する感染症

鶏のウイルス感染症を検索すると、最初にニューカッスル病と鳥インフルエンザが登場する。前者は鶏には重篤、大重要であるが、ヒトへの感染は一〇〇%ない。ここでは誌面の都合上、鳥インフルエンザのみに注目することとする。

① 鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症を鳥インフルエンザ（以下、A I）といい、ヒトやその他の動物に感染した場合もA Iと呼ばれる。A Iウイルスは、自然界においてはカモ類などの水鳥を中心とした鳥類が腸内に保有している。A Iのなかでも、ニワトリに感染させた場合に、高率に死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザと言う。

本症の日本での発生は一九二五年に初発生、その後二〇〇四年一月（山口）、同年二月（大分、京都）で発生し、現在（二〇二二～二四）は大流行中と言える。最新情報では二〇二四年二月に鹿児島県南さつま市の肉用鶏農場（今期九例目）、同じく三月に新潟市でノスリの死亡例（今期二例目）が確認されている。

鶏の症状は元気消失、食欲減退、産卵率低下、下痢、呼吸器症状、鶏冠・顔面浮腫、神経症状などが主兆候である。A Iウイルスは通常ヒトには感染しないが、感染した鳥に触れるなど、濃厚接触をした場合にきわめてまれに感染する。ヒトが感染した場合、一～一〇日の症状のない期間があった後、高熱、咳などの症状を示す。急性に全身の臓器が異常な状態になり、死亡することもあるが、日本国内での例はない。

A Iは鳥類にA型インフルエンザウイルスが感染して

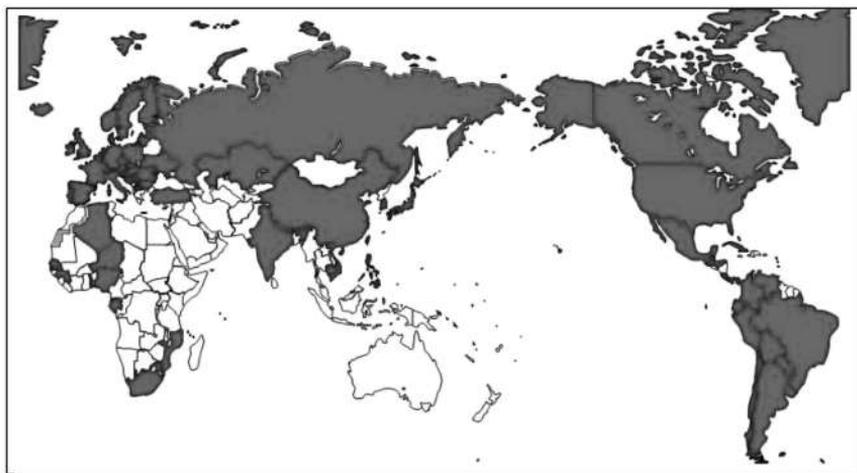


図4 鳥インフルエンザの発生状況(2024. 2. 29現在)

発症する鳥類の感染症である。カモなど水鳥の仲間はずべての亜型（H116、N119など）のA型鳥インフルエンザウイルスを保有しているが、ほとんどの場合、鳥が感染しても症状を示さない。しかし、家禽や一部の野鳥が高病原性（H5N1型など）のインフルエンザウイルスに感染した場合、病原性を発揮し大量死をもたらす。

ウイルスは水禽類（水鳥）の腸管で増殖し、鳥間では水中のふんを媒介に感染する。水禽類では感染しても宿主は発症しない。ウイルスの中には、家禽類のニワトリ、ウズラ、七面鳥等に感染すると非常に高い病原性をもたらすものがある。このようなタイプを高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）と呼び、世界中の養鶏産業にとって脅威となっている。図4にA1の世界の発生状況を示す。

④ 鳥インフルエンザの各産業への影響

A1による養鶏業への影響については、病気の蔓延による直接被害（鶏の処分など）を被るだけでなく、間接被害（風評などによる売り上げ減）が考えられる。ロシアによるウクライナ侵攻問題に端を発する飼料代の高騰も問題に拍車を掛けている。

強い毒性を持つA1がアジアから欧州へと飛び火し、世界中が感染の拡大に警戒を強めている。二〇二二〜二

〇二三年に掛けての鶏卵や鶏肉価格の急騰は、輸入の減少といった経済活動の変化をもたらし、一般の国民や関連する食品供給業者の業績に影響を及ぼしている。具体的にはマヨネーズ、製菓関連、ファミリーレストランなどが卵関連メニューの出食の停止などを行っていた。

⑤ 野鳥や展示動物への影響

死亡例が報告される野鳥はマガモ、ナベヅル、白鳥などが主であるが、展示動物であるペンギンやダチョウなどへの影響もあり、各地の動物園の鳥類エリアが公開中止になったような報道も数多くされていた。さらには海外ではペルーで鳥類ではないアシカが二〇二二年一月以降に三、五〇〇頭が死んでいたとの情報もあった。

感染源は水系感染説が濃厚であるが、多くの鳥類は飛翔し、滞空中に排泄するので、排泄物が落下拡散し、地上にある河川、湖沼を汚染し、あるいは養鶏場や動物園などにウイルスを拡散することになる。

ジビエとして狩猟される代表的な鳥類はマガモである。万一、感染の野鳥を喫食してもヒトへの感染は通常では考え難いが、シカやイノシシと同様に生食は絶対に避けるべきである。

再造林における野生鳥獣害問題

掛川市森林組合 経営計画課 主任 須藤 翠

はじめに

野生鳥獣は森林の中でその生態系の一部分であるとともに、近年はその生態系のバランスに大きな影響を与えています。当地域では特にニホンジカ、ニホンカモシカの生息数の増加が森林・林業に大きな影響を与えています。植林した苗木を食べてしまう、また森林内の下層木や早本類を食べ尽くし、そのエリアの下層植生が消滅してしまう。近年そのような問題が広域に広がりがつつあります。

苗木の食害による次世代の木の枯損は森林資源の循環を断ってしまうし、下層植生の消滅は裸地化による土砂災害の原因を生み出す可能性があります。その他にもシカの角研ぎによる造林木の皮剥ぎ被害等も見られます

が、ここでは植林した苗木に対する食害とその保護に注目し、当組合が立地する静岡県掛川市における「再造林における野生鳥獣害問題」の具体的な事例をその対策を含め紹介します。

掛川市および掛川市森林組合の紹介

掛川市は静岡県西部に位置し、お茶の生産が盛んで「掛川茶」は全国的にも有名です。他にもクリ、イチゴ、サツマイモをはじめとする様々な農産物が生産されています。

私が勤務する掛川市森林組合は掛川市の北部に位置し、田畑と森林が広がる長閑な景色の中に事務所を構えています。

掛川市の面積は約二六、五〇〇haで森林率は四三％、

森林面積は約一一、四〇〇haです。組合員は四四一名、組合員所有森林面積は約七、〇〇〇haで掛川市の森林の六割を占めています。二級河川太田川の支流である原野谷川流域が主なフィールドです。主要な山は、八高山・大尾山・粟ヶ岳・小笠山で標高二〇〇mから八〇〇m程度の山が広がり、広大な森林を形成しています。

掛川市森林組合の主な事業は、地域の森林経営計画を策定し、森林整備を行うとともに丸太の販売を行っています。近年は皆伐・再造林に力を入れており、森林資源の次のサイクルを始めることを目指し、獣害対策などで試行錯誤しています。これらを通じて地域の森林の経営管理を進めています。近年の新たな取り組みとして、薪販売事業や電動アシスト付きマウンテンバイクによる森林ツーリズム事業、スギ花粉の採取事業等も行っていきます。

掛川市内の野生鳥獣

掛川の主な野生鳥獣は、ニホンジカ、ニホンカモシカ、イノシシ、ハクビシン、ウサギ、キツネ、タヌキ等です。掛川市の鳥獣被害防止計画によると、イノシシは年間数百頭が捕獲されています。イノシシはCSF感染により、一時的に捕獲や目撃数は減少したものの、生息範囲が市内全域へと拡大して人的被害も懸念されています。

近年大きく生息数を増やしているのがニホンジカです。ニホンジカの捕獲頭数は令和二年度までは年間数頭程度でしたが、令和三年は二八頭、令和四年は一〇九頭と数年間で急速に増えています。

今のところ市内では熊の気配は感じられませんが、周辺地域の熊の生息範囲拡大により将来的には熊が出没するかもしれません。地域の野生鳥獣の生息域の変化には気を付けていかなければなりません。

掛川市内の農地への被害

掛川市内の農地への被害を与えているのは主にニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アナグマです。水稲、果樹、野菜に対する被害が報告され、とくに平成一四年頃からその被害は深刻化しています。具体的には野菜や果実の食害、クリや柑橘類の枝折り、樹皮剥がしなどです。市では関係者による「掛川市有害鳥獣被害防止対策協議会」を組織し、これらの対策に当たっています。

掛川市内の森林への被害

掛川市内の森林に被害を与えているのは主にニホンジカ、ニホンカモシカ、イノシシ、ウサギです。具体的には、植栽木の樹皮が剥がされる被害と、若木の葉が食べられる被害が主です。樹皮が剥がされると、木部にシミ

写真① 造林地に侵入したカモシカ



や腐りが発生し、材木としての商品価値を著しく低下させます。被害が酷いと木そのものが枯れてしまいます。

とくに苗木の被害は深刻です。伐採後に植栽したスギやヒノキ、その他の苗木の若葉が被害に遭い続け、成長することができずに、写真②のように盆栽状態になってしまいました。中には枯れてしまったものもあります。また植栽した晩にイノシシにより苗木を掘り返され、根に被害を受けて枯れてしまう被害もありました。

ニホンジカ・ニホンカモシカの被害の影響は、森林内の既存の下層植生にも及びます。クロモジやアオキなどの下層植生の葉が食べ尽くされて枯れていた山林を見かけるようになりました。下層植生が無くなることにより、森林の多様性は低くなり、森林の持つ治山治水能力が低下する可能性があります。草本類まで被害が進んで地表面が裸地化すると更にそのリスクは高まります。

ダニの拡大も心配です。ニホンカモシカやニホンジカ、イノシシ等の野生動物の体には、ダニが住み着いています。野生動物の活動範囲が拡大したため、ダニの生息域が拡大してしまいました。森林内だけでなく農地や原野でも、ダニに噛みつかれる恐れが出てきました。ダニは日本紅斑熱等の危険な病気を引き起こす媒体ですので注意が必要な虫です。子供たちの野外活動への抵抗感が増すことは大きな課題です。

写真② 食害を受けて盆栽状態となった苗木（写真中央）



森林資源の循環と植栽木の食害

地域には戦後の拡大造林によって植栽された六〇年生前後のスギ・ヒノキの山林が多く、現在、地域の森林の林齢構成に大きな偏りが生じています。六〇年生前後の森林を伐採して森林資源を活用しながら林齢構成の平準化をはかり、次世代を担う森林を造っていく必要があります。そうすることで持続可能な形で地域の森林資源の循環活用が可能になります。このことはCO2の固定やサステナブルな社会の実現にも寄与します。この循環利用を実現するためには、伐採後にしっかりと植栽を行い、次世代の木を育てていくことが必須になります。

そこで、問題となっているのが、獣害なのです。植栽した木がしっかり成長しなければ次世代の森林資源を作ることができず、循環は途絶えてしまいます。なんとか植栽木を守る方法はないのでしょうか？

森林における獣害対策への取組

〜とにかく食われないように苗木を守る〜

前述の通り掛川の森林では、獣害対策を施して苗木を守らなければ、成林の見込みが立たない状態です。とにかくニホンシカ、ニホンカモシカに食べられない状態を維持しながら苗木を成長させなければなりません。

そこで獣害対策として採用したのが主に二種類の獣害対策資材です。

一つ目はネット柵です。造林地の外周部にネット柵を設置することで、造林地内への野生動物の侵入を防ぎます。それにより、苗木を食害から守ります。

二つ目は単木防護資材です。ネット柵が適さない箇所
の苗木に一本一本に筒状の防護資材を設置して、苗木を覆い隠すことで、食害を受けないよう守ります。

掛川市森林組合では九年前からこの二つの方法で、使用する資材や設置方法を試行錯誤しながら獣害対策を行っています。いずれも、重要なことは、獣害対策資材を適切に設置し、機能を維持することです。

林地全体を守るネット柵の特徴

ネット柵の特徴は、ある一定規模の面積をまとめて守ることができることです。ネット柵で害獣の侵入を防ぐことができているれば、苗木は従来どおり順調に成長し、成林見込みを得ることができます。

しかし、柵に穴が一カ所でも生じると獣はそこから出入りするようになり、ネットの設置効果はゼロになります。穴が開いている期間が長引けばネットの中の苗木は食害を受け続けることになり、被害は拡大します。穴が生じる原因としては、急な沢部への設置で構造的に塞ぎ

写真③ ネット柵



写真④ 単木防護資材



きれていない場合や、土砂が局的に崩れてネットに隙間が開いてしまう場合、害獣などがアタックしてネットをめくりあげてしまう場合、ウサギによりネットを噛み切られる場合があります。また、ネットの目が粗い場合は、ウサギが出入りできてしまう場合もあります。

ネット柵で成果を得るには、噛み切られず、ウサギが進入できない、めくりあげにくい、適切な仕様のネットを選択すること、また、穴を生じさせない、または穴ができてもすぐに塞ぐことが重要です。

前述のことから、ネット柵の仕様は、設置高一・八m、網目は5cm目、硬質ステンレス線入りネット、スカートネット付きが掛川では適当と思われる。

網目を5cm目にするのは、ウサギが侵入しにくくなるのと、ネットがシカの口の奥に入りにくくなるため、防護性の向上と破損防止になります。ただし、土砂がネットに溜まりやすくなります。ステンレス線入りにするのは、野生動物にネットを噛み切られにくくするためです。スカートネットはイノシシ等によるペグの引き抜きを防ぐことができます。イノシシがいるところではマストと考えています。

次に、穴を生じさせないようにするには、土砂が移動しやすい急斜面地や湧水地、そもそも守りにくい沢地形を横断する設置を避けることが重要です。表土が安定し

た場所に設置すればこれらのリスクを避けることができます。しかし、ネット設置不適地を避けるあまり、囲む面積が狭小になりすぎると、守る苗木本数に比較してネット延長が増え、高コストになってしまう場合があります。注意が必要で、狭小地では単木対策を併用するのが良いと思われます。

また、穴が生じてもすぐに塞ぐことができる仕組みが必要で、それには定期的な巡視・点検が効果をあげます。巡視がしっかり機能すれば、地形や害獣、倒木等により万が一ネットに隙間が生じても、すぐに塞ぐことができ、ネット内の苗木の被害を最小限に食い止めることができます。巡視時の注意事項、必要な頻度、実施期間については別に述べます。

その他のネット柵の特徴としては、雑草木も同時に守ることになるため、単木対策で受けられる獣の食圧による雑草木の減少や、誤伐減少のメリットを受けることはできません。

苗木一本一本を守る単木対策の特徴

単木対策の特徴は、造林地に獣が入ることを想定し、一本ずつ苗木を守ることです。一本ずつ守ることです。クを分散し全滅を避けます。苗木を覆うカバーをしっかりと取り付ければ基本的には苗木の初期成長段階を食害か

ら守ることができます。何本かの苗木が獣のアタックや、何らかの原因で枯損しても、他の苗木は成長することができます。ネット柵では穴が開いて全滅するリスクがありますが、単木対策ではこれを避けることができます。

カバールの高さは、基本的には獣の口が及ばない高さが必要です。一・四mと一・八mで試行しましたが、一・四mでは頂芽がカバールを抜けた後の食害がいくらかの割合で見られました。一・八mではスギの頂芽の食害はほとんど見られませんでした。頂芽を守るには一・八mのものを施工することが望ましいと思われます。カバールの資材としては生分解性のもので販売されており、少し価格は高めですが、撤去費用を考慮すると検討する余地があります。

単木対策では獣は林地に入るため、苗木の周りの雑草木を食べます。これにより下刈作業を若干軽減することができます。また、苗の位置がはっきりわかるので、誤伐はほぼありません。苗木はカバールの中にある間は、枝葉を自由に広げることができず、植栽後二〜三年はカバールの中で苦しそうな状況が続きますが、カバールの外に出たからは枝葉を広げ成長します。頂芽がカバールを出るまで適切に守ることができれば、単木対策は有効な対策といえます。

写真⑤ 写真左側 単木防護・写真右側 ネット柵 雑草木の差



一方で単木対策にはいくつかの難しい点があります。一つ目は、カバーが苗に密着していることからくる不具合です。風によりカバーが斜めになったり倒れたりする恐れがあります。強風によりカバーや支柱と苗木が強くこすれると苗木の皮がむけてしまう場合があります。多くは支柱をしっかりと固定することで避けられますが、岩場などでは難しい場合があります。

二つ目は、カバーと苗木が接触して頂芽がカバーに引っ掛かり、曲がったまま成長してしまう場合があります。ですが、頂芽がまっすぐに立つスギではめったに起こりませんが、春先の頂芽が極めて柔軟なヒノキでは一定の割合で捻転が起こります。引っ掛かった直後に修正できれば良いのですが、修正が少し遅れて細い幹が固くなると修復は困難です。硬くなった頂芽部分を剪定し、側芽を頂芽に代わるように修正しましたが、幹の形質異常の解消は難しいように思われました。ヒノキと単木対策の相性はあまり良くありません。単木対策はスギと組み合わせるのが良く、ヒノキとの組み合わせには注意が必要です。

三つ目は、植栽直後にカバーの中で雑草との競争に負けて、枯死する場合があります。カバーの中に雑草木が進入した場合、早期に雑草木を除去する必要がありますが、カバーを外すことは困難なため、先のとがった

剪定鋏などでカバーに少しの穴を開けながら雑草木の幹や茎を切るのが有効です。

四つ目は、補植の困難性です。乾燥や雑草木に負けて苗木が枯死し、補植が必要になった場合、ペグを抜いてカバーを外す必要があり、補植にかなりの手間がかかります。

五つ目は、資材自体がネット柵より高価なことです。資材費と設置費でおおよそネット柵の三〜四倍の経費が掛かります。しかし、造林補助金の査定がネット柵よりも高いため、トータルコストで比較し、検討が必要だと思います。

最後は、伐り株近くの単木対策には注意が必要ということです。カモシカやシカが切り株の上に前足を置き、首を伸ばしながらカバーから出た頂芽を食べることができ、るからです。特に伐り高が高い根株は要注意です。

巡視の重要性

巡視・点検のポイント

ネット柵でも単木対策でも獣害対策施工地で成林を目指すには、獣害対策資材の巡視・点検を欠かすことはできません。

それは、獣害対策資材を設置した後、枯倒木や気象害、野生動物等による獣害対策資材への被害により、獣害対策資材の防護機能が無くなる場合があります。つまり、

苗木を植えて獣害対策をしただけでは成林は見込めないと考えたほうが良いでしょう。巡視なくして成林なし、です。

ネット柵施工地ではとにかく穴や隙間を防ぐことです。巡視の際はまず、ネット柵の状態をひと回り点検しながら、穴や隙間を見つけてしっかり塞ぎます。その際、大きな破損がなければ、獣の侵入を防いでいると考え、それでも隙間ができそうなポイントが無いかをチェックしながらひと回ります。巡視の際は、ペグなど補修資材を携帯するのが便利です。その場で補修ができます。もし大規模に補修が必要であれば、出直して復旧します。ネット柵の点検後、苗木の生育状況を確認します。その際に食害や動物の糞の有無も確認します。

巡視を何度か繰り返すうちに、獣道があつてアタックされやすいポイント、局所的な土砂流出で地面との間に隙間ができそうなポイントを知ることができます。重点注意箇所をはっきりさせることで効率的に巡視ができるようになります。定期的に巡視することや、補修の必要性を想定すると、急斜面地や土砂移動が多い場所にネット柵を施工することは避けておくことが重要です。そのような場所は植栽を避けるか単木対策で対応するのが良いでしょう。

単木対策施工地の巡視は、ネット柵とポイントが全く

写真⑥ 引き抜かれたペグ



異なります。着目点は一本一本の苗木になります。カバ
ーが倒れたり斜めになったりしているものがないか、カ
バーへの雑草木の侵入がないか、捻転しているものがない
か、確認しながら造林地全体を巡視、点検します。異
常があれば補修、修正をします。巡視をしながら苗木に
被っている雑草木を取り除きます。

ネット柵施工地、単木対策施工地ともに、初夏から初
秋の巡視では雑草木の繁茂状況をチェックすることで、
下刈りの要不要や最適な施工タイミングを知ることがで
きます。最適なタイミングで雑草木を除去することで、
下刈り手間を減らせると同時に、苗木の成長を最大化で
きます。

巡視の頻度は一造林地、概ね一カ月に一回を標準と
し、必要に応じて増減させるのが適当と思われます。巡
視を終えるタイミングは、もう放っておいても大丈夫と
いう時期です。下刈りが必要なくなり、樹高で概ね5m
程度になった頃かと思われます。下枝や樹皮の食害も想
定しながら徐々に巡視の頻度を落とし、大丈夫という確
信を得ながら巡視を終えるのが良いでしょう。

獣害対策資材の検討

ネット柵か単木対策か

獣害対策をネット柵にするか、単木対策にするかは、

上記のとおりそれぞれに一長一短があり、地形や植栽面
積、植栽樹種等により、適切に判断する必要があります。
巡視することを想定できれば、獣害対策の基本はネット
柵です。苗木と資材との接触が避けられ、苗の健全な成
長が期待できるからです。

ネット柵の維持管理が困難な沢部や急斜面地、土砂移
動が想定される場所なるべく避け、林地をできるだけ
広くネットで囲みます。中に植える樹種は自由に選定で
きます。ネットで囲むのが難しいところは単木対策で対
応します。単木対策の場所ではヒノキは避けるのが良い
でしょう。将来を考えて、伐採や集材作業が危険・困難
と想定される局所的な場所は、植栽を避けて自然植生に
よる天然更新を見込むのが適当かもしれません。

守る対策だけでなく、攻めの対策

野生動物が増え続ける中、獣害対策資材設置して、守
っていくだけでは防ぎきれません。野生動物の頭数を調
整する必要性を感じています。適正な捕獲により頭数を
減少させ、造林地を守り成林見込みを確実にしていく必
要があります。

二ホンカモシカや二ホンジカ・イノシシ等の野生動物
は前述のように、田畑にも被害を与えています。駆除・
捕獲事業については猟友会や農業サイドとの連携が必須

写真⑦ 8年目の松



と思われれます。

終わりに

野生動物が増え、人里近くでも生活するようになり、農林業への被害が拡大しています。苗木を守るために獣害対策資材を設置・維持管理を行い、野生動物の頭数調整を行わなければ、森林は育たずに森林のサイクルは破綻し、森林のもつ多面的機能が損なわれるでしょう。

そうならないために、森林所有者・林業事業者の個々の努力だけでなく、県・市町村等の自治体や猟友会等の各種団体、集落組織など幅広い連携と柔軟な仕組みづくり

写真⑧ 成林見込みの立った造林地



が必須と思われれます。

しっかりした獣害対策により循環資源である森林を守り育て生かし未来につなげていくことが求められています。

アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の変貌(2)

―輸出における流通ルートを選択と安定供給をめぐる―

茨城大学 西川邦夫

1. はじめに

カリフォルニア州（以下、「加州」とする）の稲作の状況について扱った、二月号における拙稿では、二〇二〇年から二〇二二年にかけて発生した干ばつの影響と、二〇二三年の生産の回復を明らかにした。干ばつにより生産量は二〇一九年の一三四・五万トンから二〇二二年の七〇・七万トンへ約半分に減少したが、二〇二三年は豊水年の到来によってほぼ干ばつ以前の生産水準にまで回復した。米価も干ばつ期間中は高騰したが、二〇二三年は精米所価格（卸売価格）を中心に干ばつ以前の水準に戻った（西川（二〇二四））。

本稿では干ばつ前後の加州の米市場の変化として、消費と流通に焦点を当てて検討する。二〇二三年における

日本からの米の輸出増加は北米向けが中心となったが、加州の干ばつによる影響を受けたのは日本のみではない。本稿で詳しく検討するように、加州産米の不足によって生じた市場の隙間を埋めたのは、主にオーストラリアとベトナムからの輸入であった。つまり、日本産米は北米市場に低価格で供給できるそれら産地との競争に晒されているのであり、加州産米の供給が回復した二〇二四年以降、競争はより激化することも予想される。

北米に対しては米だけでなく、米加工品である日本酒の輸出も増加している。しかしながら、アメリカへの日本酒の輸出は、輸出货量は増えているが単価の上昇は停滞していることが指摘されており（西川（二〇二三）、p. 七五―七七）、こちらも価格競争が激化していることが予想される。また、日本の酒造メーカー間の競争だ

けでなく、アメリカ現地で生産された清酒との競争もある。単純に輸出量を増やしていくだけでは、必ずしも酒造メーカーや、原料米を生産する国内の農業者にとってメリットが得られなくなっており、これまでの輸出の方法を見直す時機が到来していると言える。

そこで本稿では、加州を中心としたアメリカにおける米と日本酒の消費・流通について、近年の変化を明らかにすることを目的とする。日本からの輸出が本格化するに際して、輸入業者（インポーター）の選択が重要になっていることを指摘したい。また、特に米については、価格を抑えた安定供給が重要になっている。本稿で明らかにする変化は概ね干ばつの前後のものだが、それはちょうどコロナ禍の前後にも当たる。よって、干ばつとコロナ禍という二つの要因が重畳して発生したことになる。本稿の分析は公刊統計や既往研究とともに、二〇二三年一月に筆者が行った加州における現地調査にもとづいている。日本産米については、現地エージェントとして輸出支援を行っているA氏に対して、日本酒については、現地子会社を設立して輸出を拡大しているB社に対して聞き取り調査を行った。

2. アメリカにおける米と日本酒の流通経路

アメリカにおいて日本から輸出された飲食料品は、日

本企業や現地の日本人が経営する日系業者と、現地のアメリカ人が経営している米系業者²⁾という、大まかに二つのタイプの流通業者によって扱われることになる。日系の流通業者はもともと、現地の日系人や駐在社員等の在外日本人の需要をターゲットとして、日本産の食品を供給してきた（矢坂（二〇一六）、p.二二八）。輸入業者（インポーター）、卸売業者（ディストリビューター）、小売業者（リテラー）の各間で結びつきが強く、一般的には日系のインポーターは日系のディストリビューターに供給し、日系のディストリビューターは日系のリテラーに供給するという関係にあった。日系業者は国内での港渡しと代金決済が可能であり、また輸出用の船舶も用意してくれるため、日本から輸出に取り組む企業にとっては便利な存在であった。そのため、これまで日本から輸出される飲食料品は、日系業者を通じてものが中心となってきた。それに対して、米系業者は特定の消費者層を対象として事業を営んでいるわけではない。彼らに商品を提供できれば、幅広い消費者層に対して輸出を拡大できることになる³⁾。

飲食料品の種類によっても流通システムは異なる。日本酒を含む酒類の流通は、三段階システム（Three-Tier System）と呼ばれる制度によって厳格に管理されている。すなわち、酒類取扱業者はインポーター、ディスト

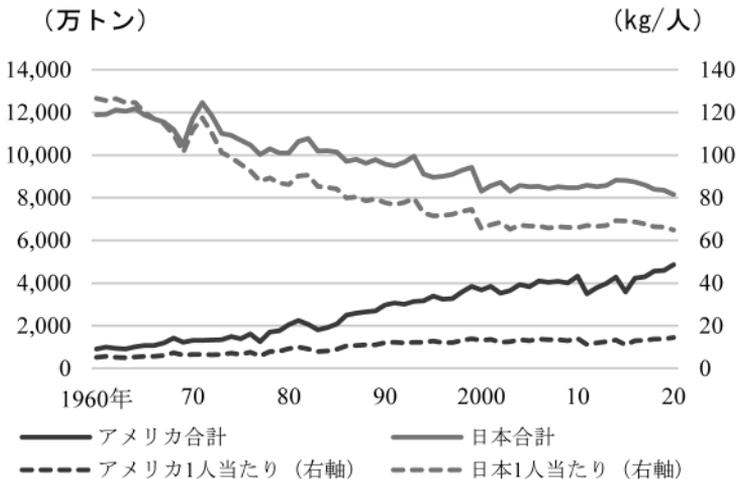
リビューター、リテラーに区分され、それぞれが別法人として免許を保有する必要がある。日本から日本酒を輸出する場合は、酒造メーカーは必ずインポーターに販売する必要があり、直接、デистриビューターやリテラーに販売することはできない（吉田（二〇二二））。そのため、酒造メーカーはアメリカ国内での販売を、インポーターが保有する流通ルートに強く依存することになる。

それに対して、米の流通の場合は特別な制度的制約は存在しない。日系業者の場合は、インポーターとデистриビューターの機能を兼ねるものも多い。一方で、米系のデистриビューターは輸入機能を持たず、あくまでアメリカ国内に存在する商品を取り扱う。そのため、日本の企業が米系のデистриビューター及びリテラーと取引をしようとする、インポーターを自ら確保する必要が出てくる。本稿の後段では、信頼できるインポーターをどのようにして確保するかという点が議論のポイントになる。

3. アメリカにおける米の消費と輸出—日本産米を中心に—

アメリカにおいて米の消費は長期的な増加が続いている。第1図は、日本とアメリカの米の総消費量及び一人

第1図 日本とアメリカにおける米消費量の推移



資料：United States Department of Agriculture Foreign Agricultural Service (USDA FAS), *Production, Supply and Distribution (PS&D) Online*, United Nations. *World Population Prospects 2022*, より作成。図の初出は、西川 (2021), p.315、図1。

注：精米換算、食用米以外も含む。

アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の変貌(2)

当たり消費量の推移を示したものである。消費が増加している要因は、人口の増加とともに、グルテンフリー食品や米を使用した食事（日本料理、中華料理、メキシコ料理等）の普及、及びそれらを多く消費する民族（アジア系、中南米系）の移民としての流入が挙げられる⁴。このままのペースで行くと、将来的にはアメリカの国内消費が日本を上回りそうな勢いである。国内の主食用米市場が縮小を続けている日本にとって、市場が拡大し続けているアメリカへの輸出は有力な販路であることが確認できる。

次に、加州で主に生産されている短・中粒米を取り出し、干ばつ期間中の輸入量の変化を輸入先国別に示したものが**第1表**である。短・中粒米の輸入は増加を続けてきたが、二〇二二販売年は二五五、七〇〇トンと過去最高の輸入量となった。加州における生産量が半減する下では、増加する国内の需要を満たすためには輸入を増やす必要がある。二〇二二販売年は前年比三〇、〇〇〇トン、一三・三％の増加となっている。輸入先国として大きく増やしたのが、オーストラリア（三三八、三〇〇トン、一九、一五〇・〇％）、ベトナム（三、三〇〇トン、一三・八％）、そして日本（三、四〇〇トン、一四一・七％）であった。これまで上位を占めていた中国、タイ、インドが減らし、輸入先国が多様化することになった。

第1表 アメリカにおける短・中粒米の輸入先国別推移

単位：トン

	2013	18	19	20	21	22	2021-2022年変化	
							量	割合
合計	91,600	176,700	241,100	213,600	225,700	255,700	30,000	13.3%
中国	1,400	64,900	85,800	64,200	85,000	84,600	-400	-0.5%
タイ	49,600	66,000	95,400	62,800	69,600	56,800	-12,800	-18.4%
インド	16,200	29,400	42,500	65,800	50,200	40,500	-9,700	-19.3%
オーストラリア	7,200	2,400	100	0	200	38,500	38,300	19150.0%
アルゼンチン	100	800	1,800	4,100	5,300	7,400	2,100	39.6%
ベトナム	3,300	1,800	2,200	2,300	2,900	6,200	3,300	113.8%
日本	100	1,900	2,000	1,900	2,400	5,800	3,400	141.7%
その他	13,700	9,500	11,300	12,500	10,100	15,900	5,800	57.4%

資料：USDA Economic Research Service (USDA ERS), *Rice Outlook*, February 2024、より作成。

注：1) 重量は製品ベースであり、玄米や精米等の商品形態で区別していない。

2) 年次は販売年（8月～7月）を示している。

た。ただし、それでも日本からの輸入量は最大の中国の一〇分の一未満にとどまっており、アメリカ市場における存在感はまだ大きく無いのが現状である。聞き取り調査を行ったA氏によると、輸入が増えているベトナム産米の品質に対するディストリビューターの評価は悪くなく、加州産米（カルローズ）の代わりに寿司用にも用いられているとのことであった。米系だけでなく日系のディストリビューターも取り扱いを増やしており、価格の安さによって普及が進んでいる。

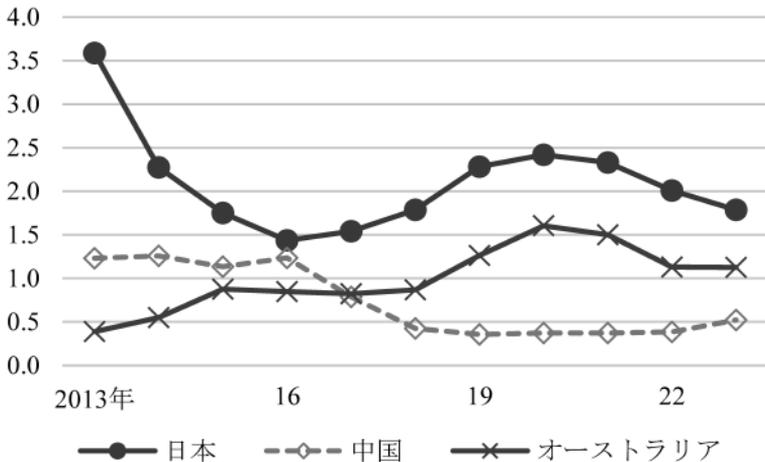
A氏は二〇〇三年に渡米し、飲食料品関係の仲介業を営んでいる。近年は日本の食品企業がアメリカに進出する支援も行っている。二〇二二年における日本産米のアメリカへの輸出拡大に対するA氏の見立ては、干ばつの影響を受けたスポット的なものとどまっているというものであった。そのA氏が日本産米の輸出拡大として強調していたのが、第1にその価格の高さであった。日本産米の最終需要は、概ね、業務用（レストラン等）・家庭用（スーパー等）ⅡⅧ・Ⅱ、である。需要の大部分を占める日本食レストランには、日本産米を使用したいという潜在的なニーズはある。しかしながら、消費者を引き付けるため、また人件費上昇などの物価高騰に対して利益を確保するため、提供する料理の単価を抑える必要があり、価格の高い日本産米の使用を躊躇する。また、

米消費が多いアジア系住民やヒスパニック系住民は価格重視であることも、需給のミスマッチを引き起こしている。

現地のアメリカ人は必ずしも中粒米と短粒米の違いを認識していない。中粒米も寿司レストランで使用されているが、味の濃いソースをかけて食べるので、ご飯そのものを味わっているわけではない。日本人が思っているほど品質や味は気にかけていないのが実情である。流通過程における品質管理も、加州産米と違うわけでもない。高価格の商品としてカテゴリーされると、途端に消費も落ち込む。また、展示会等のプロモーション活動だけで、日本産米の消費を増やすのは難しいとのことであった。そのため、最終的には他国産米とは価格競争となるのである。第2図は、アメリカが米を輸入している国の中で短粒米が大宗を占める日本、中国、オーストラリアの、過去一〇年程度の輸入価格の推移を示したものである。以前ほどの極端な価格差は無くなってきたが、それでも日本産米の価格の高さが確認できる。なお、中国からの輸入価格は二〇一七年から急激に下落したが、そのことが同国からの輸入増加をもたらしているようである。

第二に、インポーターを選ぶことの重要性である。多くの取扱商品の中で、どれを優先的に販売するかはイン

第2図 日本・中国・オーストラリアからアメリカへの米輸入価格の推移
(ドル/kg)



資料：USDA FAS, *Global Agricultural Trade System*より作成。
注：重量に玄米や精米等の区別は無い。

ポーターに委ねられている。特に、日本から輸出される
 飲食物品は特定のインポーターに集中するので、彼らの
 取引上のパワーと裁量性は大きい。彼らは注文が多い商
 品を優先的に販売することになるが、そのような商品は
 安定的に供給され、また単価が安いものである。注文が
 来た時に現物を販売する必要があるので、アメリカ国内
 にある程度の在庫が無いと優先的な取り扱いの対象には
 なりづらい。取引のためにはその場に商品があることが
 重要であり、取引相手はそこから選択することになる。
 インポーターは日本産米だけでなく加州産米も取り扱っ
 ているので、手元にある量も豊富な加州産米を優先的
 に販売することになる。加州産米を使用したパックご飯
 を優先的に販売する、日系業者も存在することである
 った。日本からの米の輸出にとって必要なことは、価格
 を抑えつつ安定的に供給することとなる。なお、最近
 は販売先を綿密に調整するために、日本サイドからインポ
 ーターを選別する動きも見られるとのことであった。
 日本酒においても、上記の状況は概ね同様である。最
 終消費先があらかじめ決まっていれば大手のインポータ
 ーを利用して構わないが、決まっていなかった場合は売れ
 る保証はなく、いつまでも倉庫で眠っているということ
 になる。インポーターにとっても、差別化できない日本
 酒を積極的にディストリビューターに販売する理由は無

い。そのため、日本から酒造メーカーが現地に赴いて飲食店等に営業活動を行い、そこからインポーターに希望が伝わるという流れを作ることが重要になっているのである。

その他、近年の消費の傾向としては、おにぎりの消費が伸びる可能性が指摘された。日本食の価格が一般的に上昇しているので、手軽に食べられるファーストフードとして人気が高まっている。また、コロナ禍によって家庭内での調理の機会が増え、パックご飯のような簡単に調理できるものが売れるようになったということもある。オーガニック食品の小売価格は一般商品の一〇〜二〇％程度高いのみであり、極端な価格差が開いていないことも、日本よりも消費が拡大している理由ではないかとのことであった。

4. 酒造メーカーによるアメリカ国内流通ルートの整備

日本国内で大手に当たる酒造メーカーのB社は、二〇二一年の製造量は二・二万kl、うち一〇％程度が輸出されている。輸出の約五〇％がアメリカ向けであり最大の輸出市場である。一九八〇年代からアメリカ向け輸出は本格化し、現在は約三〇種類の製品を輸出している。B社の推計では、日本からのアメリカ向け輸出货量の概ね

二〇％がB社によるものとしている⁷⁾。他の大手酒造メーカーがアメリカで清酒の現地生産を行っているのに対して、B社は商品の品質を重視して日本からの輸出にこだわっている。そのため、アメリカ国内でも品質とブランドを維持できる流通ルートを、いかにして確保するかという点が重要になってくる。

輸出促進の役割を担っているのが、二〇〇五年に加州で設立された現地子会社である。二〇二三年現在、資本金は二〇万ドル、社員数は四名である。一名(社長)は日本本社の役員が兼務、二名が加州に駐在している日本社員、一名が現地採用社員で東海岸のニュージャーシー州に常駐している。事業の範囲はアメリカが中心ではあるが、北米三ヶ国、南米四ヶ国にわたっている。主に様々なイベントに合わせたテイastingショーの開催による販路開拓や、レストラン・小売店への営業活動が中心であるが、近年はアメリカ国内の酒類取扱業者を対象に、日本酒のプライベートブランドを開発したい者の支援も行っている。もともとは日系のディストリビューターに対するアフターサービスを提供していたが、現在は米系のディストリビューターとの取引量が中心となっている。

米系のディストリビューターを開拓できたのは、C社との提携関係によるところが大きい。C社は隣のオレゴ

ン州で清酒を製造している企業であり、一九九二年に設立された。いわゆる「クラフトサケ (Craft Sake)」のメーカーである。原料米の品種は加州産の山田錦とカールローズであり、オレゴン州の水を使用して製造している。二〇二三年現在、資本金は一、〇〇〇万ドル、社員数は三二名、製造責任者である杜氏は日本人である。B社は二〇一四年にC社を買収した。また、C社は清酒の製造だけでなくインポーターの免許も保有しているため、近年はB社によるアメリカ向け輸出において最大の引き受け先となっている。

C社は米系のインポーターであることのメリットを生かして、B社の製品の販路拡大に貢献している。第一に、C社は全米のディストリビューターと取引をしているので、B社の製品もそのルートに乗せて販売することができる。取引を希望するリテラーもB社から、C社を通じてディストリビューターに指示ができる。また、店舗での販売促進活動もディストリビューターが行ってくれる。それに対して、日系の酒類取扱業者を利用する場合は、支店のある州に流通ルートが限られてしまう。第二に、米系ディストリビューターはアルコールに特化してスーパーマーケット等のリテラーと交渉するので、アルコール商品のラインナップの一つとして大量取引が可能になる。それに対して、日系ディストリビュー

第3図 ロサンゼルス市内の酒類専門リテラーの日本酒コーナー



資料：筆者撮影。

注：多様な商品が所狭しと並べられていた。

ターは他の日本食材と合わせての販売が中心となるので、日系やアジア系のスーパーマーケットとの取引に優位性が存在する¹⁰⁾。

C社を通じた販路開拓の実績は顕著に現れつつある。コロナ禍による家庭用消費の増加により、二〇二〇年から二〇二一年にかけて、B社の商品もスーパーマーケットでの販売が半分を占めるまでに成長した。そのような市場の変化にも後押しされ¹¹⁾、以前はB社の商品を含めた日本酒を取り扱っていなかったスーパーマーケットで、日本酒の取り扱いが増加している。例えば、加州を中心に約一七〇店舗を展開するD社では、日本酒の取扱いは二〇種類まで増加し、うち三種類がB社の製品である。全米に約五七〇店舗を展開する高級スーパーのE社や、有機農産物を幅広く扱い加州を中心に四二〇店舗を展開するF社でも、B社の商品の取り扱いを開始した。また、酒類専門リテラーとして全米最大の約二五〇店舗を展開するG社でも、B社の商品が取り扱われている¹²⁾。

5. おわりに

本稿の検討で明らかになった、近年のアメリカにおける米と日本酒の消費と流通の課題は、以下の通りである。第一に、インポーターの選択がより重要になってき

ていることである。日本からの輸出が開始された当初は、日本国内で引き渡しや決済が完結する日系業者の使用が便利であった。識者の論調も日系業者の利用を推奨するものが多かったと言えよう(小桧山(二〇〇八))。しかしながら、現地において日本産の米や日本酒も珍しく、少ないロットを希少価値によって販売することもできたろう。しかしながら、輸出が本格化してくると日系業者に任せきりでは限界が見えてくることになる。そのため、日本国内の米産地や酒造メーカーが現地で、最終需要先を対象に積極的に営業を行うか、もしくは現地系ディストリビューターやリテラーと幅広く取引を行う現地系インポーターを選択する動きが広がっているのである。その最たるものが、B社による現地系インポーターの買収である。

第二に、特に米については、市場に価格を抑えて安定的に供給することの重要性である。調理方法の違い等もあり、アメリカの消費者は日本で考えられているほどの品質や食味を求めている。レストランでの消費が中心ということもあり、単価を抑えることが必要となる。また、アメリカ国内でディストリビューターと取引をする際には、現物がその場に存在する必要があるため、常に安定供給と在庫の確保が求められる。在庫が無いと取引の組上にも上らないことになる。すでに日本産米は高級

品ではなく、その他多くの短粒米を生産する対米輸出国の一つに過ぎなくなっている。その意味では、現在の生産調整とセットになった新市場開拓用米の制度は見直しが必要だろう。日本国内の主食用米の需給関係によって生産量が左右されると、アメリカ市場が求める安定供給は難しくなるからである。例えば、輸出用の米に対する助成は主食用米からの作付転換を要件から外したり、作付の締切である六月末の営農計画書提出後も、主食用米から新市場開拓用米への転換を認める等の対応が考えられる。

参考文献

- ・ Chids, N. (2023) *Rice Sector at a Glance*. September 27, 2023, USDA ERS (<https://www.ers.usda.gov/topics/crops/rice/rice-sector-at-a-glance/>) (二〇二四年三月二八日確認)。
- ・ 小松山俊介 (二〇〇八) 「日本酒製造業にとっての海外市場の意義と可能性(Ⅱ)―第二部 海外市場をめざす契機と実践―」 『日本醸造協会誌』一〇三(五) : 三二〇―三二二。
- ・ 国税庁・日本酒造組合連合会 (二〇二〇) 「清酒」と「日本酒」について、二〇二〇年六月 (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/chart/pdf/0020006-141.pdf>) (二〇二四年四月三日確認)。
- ・ 西川邦夫 (二〇二二) 「カリフォルニアと日本は一つの米市場圏」 農政調査委員会編『米産業に未来はあるか―歴史を見つめ、明

日を展望する―』農政調査委員会：三〇八―三二八。

- ・ 西川邦夫 (二〇二二) 「清酒輸出の市場構造と企業行動―コロナ禍前後の変化に注目して―」 農政調査委員会編『日本酒産業の新展開―原料調達から地場流通・輸出まで―』(日本の農業二六〇―二六二) 農政調査委員会：七二―一〇五。

- ・ 西川邦夫 (二〇二四) 「アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の動向(1)―干ばつからの稲作の回復と展望―」 『農村と都市をむすぶ』八六四―五二一六七。

- ・ 矢坂雅充 (二〇一六) 「日本酒の輸出」 『農村と都市をむすぶ』七八〇―三三三。

- ・ 吉田沙織 (二〇二二) 吉田沙織「米国のアルコール飲料事情」 『FOODO 海外フィールドマーケットによる LA の今がわかる―現地々食々情報レポート』二〇二二年二月号 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/foods/archive/fm_report/202212_1a.pdf) (二〇二四年三月二八日確認)。

1 「清酒」とは海外産も含めて、米、米こうじ、水を原料として発酵させたものを広く指すのに対して、「日本酒」は日本産米を使用し、国内で醸造したものを指す。「日本酒」は地理的表示(GI)によって保護もされている。よって、現地で製造されているものは「清酒」となる。国税庁・日本酒造組合連合会(二〇二〇)を参照。

2 矢坂(二〇一六)、p.二八、では「白系」と呼称している。

- 3 A氏によると、近年では米系リテーラーにおいても、寿司の持ち帰りコーナーには日系業者からの供給(米や魚)がされるようになってきたとのことであった。
- 4 Childs (2023)の記述に、筆者のこれまでの研究成果を加味している。
- 5 USDA FAS, *Global Agricultural Trade System*。によると、二〇二三年における日本からの米輸入量は七、二二七トン、一、二九二万ドルに達した。出所は異なるが、二〇二三年も日本からの輸入が増加していることが確認できる。
- 6 B社本社での聞き取り調査(二〇二三年二月二八日実施)による。
- 7 カナダ向けの場合はB社が六〇%を占めているとのことである。どの国でも概ね一〇%以上のシェアを確保するのが、B社の目標である。
- 8 B社に対する聞き取り調査によると、アメリカ国内で同様のクラフトサケのメーカーは三〇〜四〇社存在するようである。日本の酒造メーカーによる清酒の現地生産は含めていない。
- 9 C社は日本資本であるB社の子会社となっているので、厳密には「米系」ではない。しかしながら、子会社になる前から長く事業を行っており、一般的な日系のインポーターとは異なり米系のディストリビューターとの取引が多いので、ここでは「米系」と記載した。
- 10 以前に利用していた米系インポーターについては、最終的に製品がどこに販売されているのか等の把握が難しかったという問題があった。提携関係にあるC社とは、情報の共有が容易になったメリットもある。
- 11 コロナ禍による市場の変化は日本酒全般に言えることであり、これまではアジア系のスーパーマーケットが中心であった取扱店は、米系スーパーやメキシコ系スーパー、さらにはドラッグストアやコンビニエンスストアにまで広がっているとのことである。そのような変化に、B社はうまく適応したということになる。なお、B社のアメリカへの輸出商品で最も多いのが甘口のにごり酒である。有機米を使用した商品の販売は伸びていない。また、日本酒はショットグラスで飲む習慣が定着したので、小さい三〇〇ml瓶の販売が多い。このような消費習慣を変えることができるかどうか、アメリカ国内における今後の日本酒消費拡大につながっていくとB社では考えている。
- 12 店舗数は各社のホームページ等による。

「飢餓救援」と「中山間地農業の振興」を掲げて二八年 ―愛知県におけるアフリカ支援米の取り組み―

全農林労働組合愛知分会 鈴木孝弘

はじめに

愛知県での「アフリカ支援米」の活動も二八年が経過しました。

この活動に、当初からかわった全農林労働組合東海地方本部（以下「東海地本」という。）の役員として、愛知県内における二八年間の活動を「主催者」側から紹介したいと思います。

東海地本の解散等で資料が散逸しており、記憶を頼りに紹介することをお許しください。

初めは四谷千枚田から

(1) 一九九六年、愛知県労農市民会議としてアフリカ支援米活動の対象圃場を探していたところ、労働組合活

動を通じての知り合いから、新城市鳳来町（当時は南設楽郡鳳来町）の鞍掛山（標高八八〇m）山麓に広がる千枚田（通称「四谷千枚田」）の耕作されていない農地の紹介を受け、取り組みが始まりました。

アフリカ支援米は、「飢餓救援」と「農作業の実地体験を通じて農業、食糧問題を考えてもらう」目的で始められましたが、愛知県では、これに加え「中山間地農業」「環境」問題も考えていくという壮大な目的が加わりました。

(2) 四谷千枚田は、標高二二〇～四二〇mの間に石垣に囲まれた大小の田んぼがかつては約一三〇〇枚ありましたが、当時は約四〇〇枚程度が耕作されている状況でした。

圃場へは、名古屋市内から高速道路を利用して二

時間以上かかり、参加者にはチャーターしたバスを利用してもらいました。

また、借り受けた圃場約一〇アールは、田んぼの枚数一六枚、さらに段差があり、田植機、コンバイン等は使用できないことから、参加者による手植え、手刈りにより実施することになりました、

特に、脱穀作業では、東海地本傘下の分会スタッフが刈り取った稲を、脱穀作業を行う平坦なスペースまで担いで何往復もするなど、作業すべてが大変な重労働でした。

(3) 初年度、借り受けた田んぼの中には休耕田であったところもあり、事前の田起し、畦塗りも手作業で実施、平地では経験できないような作業でしたが、地元出身の組合員の手ほどきを受けて準備を進めました。

(4) 地元新聞に「千枚田に第二の使命」の見出しで、千枚田の休耕田が救援米の圃場として利用されるとの記事が掲載されたこともあり、注目も高く、労農市民会議構成組織からも子どもも含めて多くの参加があり、テレビ、新聞の取材もあるなど賑やかに開催することができました。

その後も、国会議員や食糧事務所管理職にも参加いただくなど、組織内外で少しずつ活動が認知されていきます。

1999年 四谷千枚田での稲刈り、脱穀作業の様子



発送式の取り組み

(1) 当初は、収穫した救援米の発送式を開催しており、特に二年目の発送式では、名古屋市内の繁華街である栄の公園に収穫したお米を持ち込み、東海地本青年部が「農業体験独自行動」で作付け、収穫したサツマイモと日本農業再建のチラシを市民の皆さんに配布して、支援米の活動をアピールしました。

(2) 支援米活動に参加した方から、「支援米を送るマリ共和国ってどこ?」「本当にアフリカの人々まで届いているの?」などの疑問が出されたことから、発送式にマザーランドアカデミーの代表である村上章子氏に名古屋まで来ていただき、アフリカ現地の状況などを報告してもらいました。

四谷千枚田での課題

(1) 参加者の昼食として「仕出し弁当」を用意したところ、参加者から「空き箱等ゴミが出るのが環境にどうなの?」等の疑問も出され、以後、現地でお米を炊き、豚汁等を作って提供しました。自炊することで、おいしい昼食を提供することはできましたが、事前の買い出し等を含め主催者側としての労力は大きくなりました。

また、次の課題として、食事を盛り付ける発泡スチロールの容器等がゴミになることから、参加者には、可能なことなら「マイ箸」「マイ茶碗」を持参していただくよう依頼しました。主催者としても「ライスペーパー」による器を準備し、環境にも配慮した運営となるよう努めました。

(2) 新聞、テレビ等でアフリカ支援米の活動が紹介されると、愛知県労農市民会議の事務局を担う東海地本書記局には、一般の方から「お米が余ったので支援米として送ってほしい。」との申し出が数件寄せられました。

しかし、話を聞いてみると「すでに数年を経過した古米である。」ことや「輸送経費は労農市民会議もち。」とのことで、「アフリカ支援米」の趣旨や経費が厳しかったこともあり、丁重にお断りするしかありませんでした。

四谷千枚田からの撤退

(1) 当初、五年間は四谷千枚田で実施するとの思いで始めましたが、圃場をお借りしていた方がご高齢となり、圃場の世話をしてもらうことが難しくなりました。

(2) 名古屋市内から二時間以上かかることから、労農市

民会議構成組織から参加者を募るのに苦労している、との意見も出されてきたこと。

(3) 東海地本の地方組織が農林水産省の合理化と併せて縮小し、組合員数も減少傾向にあり、田植え、稲刈り時だけでなく、夏の草刈り等にも中心となって頑張ってくれていた地元分会（それでも圃場へは一時間以上かかりますが…）に負担をかけられない状況になったこと。

以上の理由により、「四谷千枚田」からは四年で撤退し、新たな場所を検討することになりました。

新たに作手村で実施

(1) 新たな圃場の条件としては、①四谷千枚田よりは名古屋市内に多少でも近いところ。②東海地本の分会の協力は最小限にして実施できるところを探しました。

その結果、当時の東海地本役員の紹介で、新城市作手（当時は南設楽郡作手村）でハウスの花卉栽培と稲作を営む平松敏治氏から約一〇アールの圃場をお借りすることができました。

(2) 作手村は標高五五〇mの高原地帯で、主な産業は農業、名古屋からは高速道路を利用して一時間半はかかりますが、当時、平松さんは専業農家で四〇代の働き盛り、田植機やコンバインの借用も可能、参加者の

駐車場もお借りできることなど好条件がそろいました。

(3) 作手村に移ってからは、代かきや、田植え後の草刈りなどは、平松さんが自らの田んぼと同様に管理していただけのため、四谷千枚田に比較し、主催者側の負担は大きく減りました。

そのため、主催者としては農業体験にとどまらず、昼食に五目ご飯、三河地方の名物「五平餅」やバーベキューを提供し、作業後にはタケノコ狩りや山菜採り、子供たちには小川での魚のつかみ取りなども実施し、参加者にも好評を得ました。

作手での取り組みも二四年

(1) 愛知県労農市民会議の解散後、愛知県の労農活動はいち平和フォーラムから物心両面にわたる支援を受けながら東海地本が裏方となって進めていきました。

(2) 二〇一四年、東海地本が解散しアフリカ支援米活動の主体が名古屋分会（現在の愛知分会）に移ると、経費、人の手配も一段と厳しくなったことから、なかなか手間をかけられず、田植え、稲刈り時以外は、平松さんに頼りっきりの状態です。

(3) 現在、田植え、稲刈り時は、①参加者には、各自現地に集合してもらう。②昼食は用意しますが、地元の

おにぎり屋さんで準備する。③作業は手植え、手刈りを基本としつつも、農業機械も活用し長時間とならないようにする、などで活動を継続しています。

(4) 新型コロナウイルスの影響下では、人を集めて田植え、稲刈りを行うことができませんでした。二〇二三年は久しぶりにあいち平和フォーラム構成組織の皆さんにも参加いただき、子供たちの歓声が田んぼに響きました。

(5) 現在、作付けしているのは「ミネアサヒ」という品種ですが、作付面積が少なく「幻の米」と言われ、愛知県三河地方以外ではなかなか手に入れることはできません。

令和二年産の三河中山間地域の「ミネアサヒ」が、日本穀物検定協会主催の米の食味ランキングで愛知県産としては初めて「特A」に格付けされ、地元農家やJAの喜びはひとしおでした。全農林愛知分会の機関紙や「アフリカ支援米ニュース」にも掲載し広くPRしました。

(6) 圃場は、中山間地ということもあり獣害が悩みです。数年前まではイノシシが多く出没していましたが、現在はシカの被害に悩まされています。

対策として、圃場周辺に電柵、ネットを張り巡らせています。また、収穫期には平松さんが花火等で脅し

2023年 作手での田植え、稲刈りの様子



愛知分会があいち平和フォーラム構成組織用に年2回発行している「支援米活動ニュース」



て追い払ってもらっており、今までの被害は最小限と
なっています。

おわりに

支援米の取組みも二八年、毎年四〇〇kgを超える支援
米をアフリカ、マリ共和国に送り飢餓救援に役立ててき
ました。

また、二八年前は珍しかった農業実地体験も「食育」
という形で、行政、各団体が積極的に進めるようになっ
てきました。

決して大きい組織ではない全農林労組が中心となっ
て、これだけ長い期間、一つのことに取り組んできたこ
とは、県内の他労組からも評価をいただいています。ま
た農政に携わる職員の労組としての組織強化にも役立っ
てきました。特に、中山間地域での取り組みにこだわっ
てきたことで、困難はありましたが、平地ではわからな
かった多くの課題や問題点を知ることができ、大変貴重
な経験となっています。

作手では、平松さんのように地元を根を張って農業に
取り組んでおられる多くの方を見ましたが、四谷、
作手とも過疎化が進んでいる状況です。道の駅等には観
光客も訪れ一定の賑わいがありますが、田植えや稲刈り
の時に訪れても地元の子どもの声を聞く機会も少な
く、農作業を行っている方も高齢化しているのが現状で
す。

作手での取り組みも二四年が経過しましたが、圃場を
お借りしている平松さんやあいち平和フォーラム構成組
織の皆さんにご協力いただきながら、飢餓救援と日本農
業再建の活動に取り組んで行きたいと思っています。